

韓国の2013年7月1日施行された 家族法の概要（2・完）

趙 慶 濟*

目 次

はじめに

資料1 韓国「民法」新旧対照表

資料2 韓国「家事訴訟法」(抄)

資料3 韓国「家事訴訟規則」(抄) (以上、350号)

1. 2011.3.7民法改正法の概要
2. 2011.5.19民法改正法の概要
3. 2012.2.10民法改正法の概要
4. 民法改正法施行に備えた家事訴訟法の改正
5. 法定後見・後見契約等、親権・未成年後見等に係る審判等の公示
おわりに

資料4-1 韓国「後見登記に関する法律」(抄)

資料4-2 韓国「後見登記に関する規則」(抄)

資料5 韓国「家族関係の登録等に関する法律」(抄) (以上、本号)

1. 2011.3.7民法改正法の概要

韓国では、社会の高齢化が本格化するに伴い⁵⁾⁶⁾、現行の禁治産・限定治産制度に代わる新たな成年後見制度の立法の動きが始まった。国会における立法化の動

* ちょう・きよんじえ 司法書士 立命館大学非常勤講師

5) 韓国の総人口数は、1990年42,869千人、2012年50,004千人であり、65歳以上の高齢人口は、1990年5.1%であったが、2012年は11.8%と増加している。推計では、2040年の総人口は51,091千人で65歳以上の高齢人口は32.3%、とのことである(2013.6.20報道資料「2012 韓国の社会指標」韓国統計庁 HP <http://kostat.go.kr/portal/korea/index.action> より入手)。

6) 精神的能力の意思決定と権利主張が困難な発達障害者は138千名、精神障害者は94千名、痴呆老人576千名と予想している(2013.6.24報道資料「7月1日から成年後見制度施行」韓国保健福祉部 HP http://www.mw.go.kr/front_new/index.jsp より入手)。

きが本格化したのは、2006年からである。2006年から2010年まで、多数の国会議員発議案が国会に提出されるとともに、2009年12月には政府案が国会に提出された。その後は、国会内の法制司法委員会ですれら議案の検討がなされていたが、法制司法委員会は、2010年12月31日、それまで提出されていた国会議員発議案・政府案に代わる同委員会作成の「民法一部改正法律案（代案）」を作成・可決し、国会に提出した⁷⁾。同法律案は、2011年2月18日国会で可決され、同年3月7日法律第10429号として公布された。

主要内容は、成年年齢の引下げ、それまでの禁治産・限定治産制度に代わる成年後見・限定後見・特定後見制度及び任意後見（後見契約）制度の導入、親族会による法定未成年後見制度の廃止と選任未成年後見制度の導入、などである。

(1) 成年年齢の引き下げ（4条）

「公職選挙法」「国民投票法」「少年法」等に平仄を合わせることや国民の法感情や取引の安全等を考慮し⁸⁾、成年年齢を「20歳」としていた従前の民法4条を「19歳」に改正した。

(2) 成年後見・限定後見・特定後見制度の導入

① 三類型の後見審判とその請求権者、家庭法院による本人の意思の尊重義務

(i) 改正法は、限定治産・禁治産制度を廃止して、「疾病、障害、老齢その他の事由に基づく精神的制約」による「事務処理能力」の程度により三類型の後見制度を立法化した。家庭法院は、事務処理能力が「持続的に欠如した者」には「成年後見開始の審判」を行い（9条1項）、事務処理能力が「不足した者」には「限定後見開始の審判」を行い（12条1項）、事務処理能力が持続的に欠如又は不足はしないが「一時的支援又は特定の事務に関する支援が必要な者」には「特定後見の審判」を行うことにした（14条の2第1項）。

家訴法は、家庭法院が成年後見開始及び限定後見開始の審判をする際には、被成年後見人又は被限定後見人になる者の精神状態を医師に鑑定させ、特定後見の審判をする際には「医師やその他の専門知識のある者」の意見を聞かなければならない

7) 国会議員発議案、政府案、代案の内容は、韓国「国会」HP「議案情報」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp> を参照。

8) 公職選挙法15条1項「19歳以上の国民は大統領及び国会議員の選挙権がある。」、国民投票法7条「19歳以上の国民は投票権がある。」、少年法2条「本法で「少年」とは19歳未満の者……」。

ことを定めた(45条の2)⁹⁾。成年後見終了及び限定後見終了の審判を行う場合も同様である(同規則38条)。

(ii) 家庭法院が、それら審判を行うには、一定の請求権者の請求が必要となる。成年後見開始の審判の場合には「本人、配偶者、4寸以内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、限定後見人、限定後見監督人、特定後見人、特定後見監督人、検事又は地方自治団体の長」であり(9条1項)¹⁰⁾、限定後見開始の審判の場合には、成年後見開始の請求権者中の「限定後見人、限定後見監督人」が「成年後見人、成年後見監督人」になる以外は成年後見開始の請求権者と同様である(12条1項)。特定後見の審判の場合には「本人、配偶者、4寸以内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検事又は地方自治団体の長」である(14条の2第1項)。

(iii) 家庭法院は、自己決定権を尊重する趣旨から、成年後見開始及び限定後見開始の審判を行うには、本人の意思を考慮する義務があり(9条2項, 12条2項)、特定後見の審判に際しては「本人の意思に反してはならない」義務がある(14条の2第2項)。成年後見人・限定後見人・特定後見人の選任に際しては、本人の意思の尊重義務と本人及び本人と法定後見人の関係等の諸事情を考慮しなければならない(936条4項, 959条の3第2項・959条の9第2項による準用)。

そこで、家庭法院には本人からの陳述聴取が義務づけられている(家訴法45条の3第1項1号・3号)。ただし、被成年後見人(被成年後見人になる者を含む)に対しては、意識不明、その他の事由で自己の意思の表明ができない場合は聴取義務は免れる(家訴法45条の3第1項本文ただし書き)。そして、本人に対する陳述聴取は尋問という方法でなければならない(家訴法45条の3第2項)。

(iv) 「成年後見開始の審判」を受けた者は「被成年後見人」といわれ、「限定後見開始の審判」を受けた者は「被限定後見人」といわれ、「特定後見の審判」を受けた者は「被特定後見人」といわれる。また、成年後見開始の審判がなされると「被成年後見人」には「成年後見人」が家庭法院の職権で選任され(936条1項)、限定後見開始の審判がなされると「被限定後見人」には家庭法院の職権で「限定後見人」が選任され(959条の3第1項)、「被特定後見人」には「特定後見人」が選任され

9) 家訴法は、鑑定費用等のために手続救助の規定を新設した(家訴法37条の2)。

10) 윤진수 (尹眞秀)·현소혜 (玄昭惠) 『2013년 개정 민법 해설 (2013年改正民法解説)』(법부 (法務部), 2013年6月) 29頁では、政府案に「地方自治団体の長」は請求権者ではなかったが、代案で加えられた理由は「社会福祉の現場で無縁故老人や障害者のような要保護成年を認知した地方自治団体の長が直接請求できることで制度の実効性を担保するため」とある。

る場合がある（959条の9第1項）。

② 被成年後見人・被限定後見人・被特定後見人の行為能力

(i) 被成年後見人は行為能力が制限される（10条）。被成年後見人は、一定の家族法上の事項を除き、原則として単独で有効な法律行為はできず、被成年後見人又は成年後見人は、被成年後見人がなした法律行為を取消することができる（10条1項）。ただし、家庭法院は、取消してできない法律行為の範囲を一定の請求権者の請求により変更することが可能である（10条2項3項）。また、被成年後見人の「日用品購入等の日常生活に必要でその代価が過度でない法律行為」は取消することができない（10条4項）。成年後見人は被成年後見人の法定代理人になる（938条1項）。

(ii) 被限定後見人は原則的に行為能力があるが、行為能力が制限される場合がある。家庭法院が限定後見人の同意を得なければならない行為を定めた場合（13条1項）と家庭法院が限定後見人に代理権を授与する審判をしたときである（959条の4）。前者は「同意留保決定」と云われるが、「同意留保決定」の範囲の変更は可能であり（13条2項）、限定後見人が同意しない場合に備えて家庭法院による同意に代わる許可審判が法定されている（13条3項）。被限定後見人が「同意留保決定」がなされた法律行為を限定後見人の同意なく行った行為は被限定後見人と限定後見人が取消することができるが、「日用品購入等の日常生活に必要でその代価が過度でない法律行為」は除かれる（13条4項）。なお、被限定後見人は身分行為については完全な行為能力者である。

(iii) 被特定後見人の行為能力が制限されることはない。被特定後見人は、期間と事務の範囲を定めて支援を求めるだけである（14条の2第1項3項）。家庭法院は、被特定後見人の支援のために必要な処分ができ（959条の8）、「支援のために必要と認めれば」期間と範囲を定めて特定後見人に代理権を授与する審判ができる（959条の11第1項）。特定後見人に代理権が授与されても被特定後見人の行為能力は制限されない¹¹⁾。

11) この点について、김주수（金晳洙）・김상용（金相鎔）『친족·상속법 제11판（親族・相続法 第11版）』（ソウル法文社、2013.8）491頁では、「被特定後見人が居住する住宅の売買に関して特定後見人が選任され、法定代理権を授与された場合でも被特定後見人はそれとは関係なく自ら自己が居住する住宅の売買契約を締結できる所有権移転登記もできる。よって、場合によっては特定後見人と被特定後見人がそれぞれその住宅について売買契約を締結する事態が生じる。そのような場合には、民法の一般原理によって2個の契約は全て有効である」が「家庭法院が被特定後見人に住宅の売買を禁止する処分ができるので、この場合当該事務においては事実上被特定後見人の行為能力が制限されるのと同様の結果になる」（同頁注16）。また、尹眞秀ほか・前掲注10）51頁では、「被」

③ 成年後見人, 限定後見人, 特定後見人の権限・任務と資格・員数

(i) 成年後見人には被成年後見人の事務処理に関しては被成年後見人の福利と意思を尊重する義務がある(947条)。その上で, 成年後見人は被成年後見人の財産を管理し(949条1項), 財産管理権を行使するために財産目録の作成等の義務を負う(941条)。また, 財産に関する法律行為について被成年後見人の法定代理人となる(949条, 938条1項)。

家庭法院は法定代理権の範囲を定めることができるので(938条2項), 成年後見人の代理権の範囲が縮小されれば, 被成年後見人が単独で有効に法律行為ができる範囲が生じる可能性がある。

被成年後見人は, 身上に関しては「本人の状態が許す範囲で単独で決定する」のが原則であるが(947条の2第1項), 家庭法院は, 被成年後見人の身上に関して成年後見人が決定できる範囲を定めたりその範囲を変更することができる(938条3項4項)。いわゆる「身上意思決定代行権」の授与の範囲の決定とその範囲の変更である。また, 被成年後見人の隔離治療のための家庭法院の許可, 医療行為同意代行権のための家庭法院の許可, 住居等の譲渡の際の代理権行使のための家庭法院の許可が法定されている(947条の2第2項4項5項)。なお, 947条の2第3項の成年後見人の被成年後見人に対する侵襲的医療行為の同意に関する規定は, 938条3項により身上意思決定代行権が授与されていなければ法的に可能なことを示しているに過ぎない¹²⁾。

家庭法院は, 成年後見人が死亡等でいなくなれば, 職権若しくは一定の請求権者の請求により新たに選任したり追加して選任することも可能であるが, 選任する際には被成年後見人の意思を尊重し, 諸事情を考慮して選任しなければならない

ㄨ特定後見人と家庭法院から代理権を授与された特定後見人が互いに両立できる内容の法律行為を各自成立させることも可能である。……被特定後見人と特定後見人, そして相手方間の法律関係は結局一般的な任意代理として本人と代理人の法律行為が重複する場合と同一の法理, 例えば第186条による成立要件主義, 債権の相対的効力等に依り解決される」。

12) 金崎洙ほか・前掲注11) 479頁で「勿論, 成年後見人は事前に家庭法院から医療行為に対する同意権限を付与されていなければならない(938条3項)」。尹眞秀ほか・前掲注10) 114頁注) 134では, 「これは特に日本で「医療行為に対する同意」が法律行為でない理由で後見人にそれを代理できるかが議論されていた状況的背景から作られた条文である」「ただし, 第938条第3項による代行権の付与にもかかわらず第947条の2第1項が優先的に適用され被成年後見人に単独で決定できる能力があるときには被成年後見人がそれを代行できないことを明らかにした点で意味があるに過ぎない」。

（936条2項3項4項）。成年後見人には欠格事由が法定されていて（937条）、その員数は1人でも数名でもよく、法人でもよい（930条2項3項）。また、成年後見人が数名の場合の権限行使の分掌は、家庭法院が職権で定めることができ、その権限行使の分掌の変更や取消も可能である（949条の2第1項第2項）。共同で権限を行使すると定めているのに、ある成年後見人が権限行使に協力しないときには、家庭法院は一定の者の請求によりその成年後見人の意思表示に代わる裁判を行うことができる（949条の2第3項）。また、成年後見人は正当な事由があれば、家庭法院の許可により辞任が可能で、辞任の請求をする成年後見人はその請求と同時に新成年後見人の選任を家庭法院に請求しなければならない（939条）。さらに、家庭法院は、被成年後見人の福利のために、職権又は一定の請求権者の請求により成年後見人を変更することが可能である（940条）。

なお、成年後見人は、被成年後見人の財産の中から後見事務費用を支出することができ（955条の2）、その報酬は、成年後見人の請求により、家庭法院が被後見人の財産の中から授与できる（955条）。

成年後見開始の原因が消滅すれば、家庭法院は一定の請求権者の請求により「成年後見終了の審判」を行い（11条）、成年後見人は被成年後見人の財産に関する計算等を行うことになる（957条、958条、959条）。

(ii) 限定後見人が行う被限定後見人の事務処理にも、被限定後見人の福利と意思の尊重が求められる（959条の6による947条の準用）。限定後見人には成年後見人の権限や任務に関する規定が多く準用されている（959条の4第2項、959条の6）。

限定後見制度の核心は、被限定後見人が限定後見人の同意を受けるべき行為の「範囲」を家庭法院が決定できる、とする条項である（13条1項）。いわゆる「同意留保決定」の範囲の決定である。しかも、その範囲は一定の請求者の請求により変更が可能であり（13条2項）、限定後見人が同意をしない場合に備えて家庭法院が同意に代わる許可審判をすることも可能である（13条3項）。「同意留保決定」がなされた範囲内の行為を被限定後見人が限定後見人の同意なく行った法律行為は被限定後見人と限定後見人が取消することができる（13条4項）。また、家庭法院は、限定後見人に代理権を授与する審判を行うこともでき（959条の4第1項）、「身上意思決定代行権」の範囲やその範囲と代理権の範囲の変更の審判をすることも可能である（959条の4第2項による938条3項4項の準用）。

限定後見人が死亡等でいなくなったときの選任・追加選任や欠格事由、限定後見人の複数・法人の許容、複数の場合の権限行使の分掌、辞任・変更などは、成年後見人の規定が準用されている（959条の3第2項、959条の6）。

限定後見開始の原因が消滅すれば、家庭法院は一定の請求権者の請求により「限定後見終了の審判」を行い(14条)、限定後見人は任務の終了の事務を行う(959条の7)。

(iii) 特定後見の審判があると家庭法院は必要な処分を行うが(959条の8)¹³⁾、その処分の一環として特定後見人が選任される場合がある(959条の9)。特定後見は、「本人の意思に反して行ってはならない」(14条の2第2項)。また、特定後見は定められた「期間と範囲」に限って被特定後見人を支援する制度なので(14条の2第3項)、特定後見人は任意機関として位置づけられている。特定後見人には、被特定後見人の財産管理と身上保護に際して本人の福利と意思を尊重する義務を有する(959条の12による947条の準用)。なお、特定後見人には、家庭法院による「身上意思決定代行権」の範囲の決定やその変更の規定(938条3項4項)、「身上意思決定代行権」の規定(947条の2)は準用されていない¹⁴⁾。

家庭法院は、被特定後見人の「支援のために必要と認めれば期間と範囲を定めて」特定後見人に代理権を授与する審判ができるが¹⁵⁾、その代理権行使に家庭法院や特定後見監督人の同意を受けるように命ずることができる(959条の11)。

特定後見人が選任されると、資格・員数等に関して成年後見人の規定の多くが準用され(959条の9第2項)、その事務や特定後見人の任務が終了した場合等にも成年後見人の規定が準用されている(959条の12, 959条の13)。

13) 家庭法院は、特定後見人を選任する代わりに直接被特定後見人の支援事務を処理することも可能である。また、「特定後見の審理が長期化し即時の保護を提供できない恐れがあるときには職権で又は当事者の申請によって家事訴訟法第62条による事前処分が可能と解すべきである」(尹貞秀ほか・前掲注10) 138頁)。家事訴訟法62条による事前処分として成年後見等事件及び任意後見事件において「職務代行者」を選任でき、成年後見等事件において「臨時後見人」を選任することができる(家事訴訟規則32条)。

14) その点について、尹貞秀ほか・前掲注10) 143頁は、「家庭法院もそのような趣旨の審判ができないと解さなければならない」とし「そのような場合成年後見制度の利用を強制するのは必要性の原則に反する。よって、特定後見については第938条第3項と第947条の2を類推適用して家庭法院がその代理権限を特定後見人に授与できると解される」とする。それに対して、金疇洙ほか・前掲注11) 493頁は、「被特定後見人の身上に関する決定をする必要がある場合には家庭法院の処分によってするのが改正法の体系に符合すると解される(例えば、意識不明の状態にある被特定後見人が自ら手術に同意できないときには家庭法院が同意に代わる処分をして問題を解決することになる)」と述べる。

15) 特定後見人に対する代理権授与の効果については、前掲注) 11を参照。

④ 成年後見・限定後見・特定後見の各審判間の関係

家庭法院は、被限定後見人又は被特定後見人に成年後見開始の審判を行うときには、限定後見又は特定後見の終了の審判を行い、被成年後見人又は被特定後見人に限定後見開始の審判を行うときには、成年後見又は特定後見の終了の審判を行う（14条の3）。従前の審判の終了の審判をするのに一定の者の請求権者の請求が不必要なこと、特定後見は「期間と範囲」が定められた後見制度なので通常は特定後見終了の審判は必要ないが、上記のケースでは「特定後見終了の審判」を行い審判が重複しないことを定めている。

なお、被成年後見人又は被限定後見人に特定後見が必要となれば、一定の者の請求により、それらの終了の審判を行い（11条、14条）、特定後見の審判を行うことが考えられよう（14条の2）¹⁶⁾。

⑤ 親族会の廃止と成年後見監督人(限定後見監督人・特定後見監督人)制度の導入

従来は、未成年後見人を含む後見人に対する監督機能は親族会が担当していた。しかし、親族会が親族らで構成することで後見人と親密な関係があることや親族会が有名無実化しているとの批判があり、親族会の定めは全て削除し（第6章960条から973条の削除）、それに代わって後見監督人制度を導入した。後見監督人は必要と認めるときに設置される任意機関である。

(i) 成年後見監督人は、家庭法院が必要と認めれば職権又は一定の請求権者の請求で選任され（940条の4第1項）、死亡等でなくなった場合は職権又は一定の請求権者の請求で新たに選任される（940条の4第2項）。成年後見監督人は、成年後見人の事務を全般的に監督し、成年後見人がなくなった場合は家庭法院に後見人選任請求を遅滞なく行わねばならず（940条の6第1項）、被成年後見人の身上や財産について「急迫な」事情がある場合には成年後見監督人が成年後見人の権限を代行できる（940条の6第2項）。成年後見監督人には成年後見人の「身上意思決定代行権」の許可請求や居住用建物等の譲渡等の許可請求が準用されている（940条の7による947条の2第3項から第5項の準用）。なお、成年後見監督人は、成年後見人にいつでも任務遂行の報告と財産目録の提出を求めることが可能であり、成年被後見人の財産状況を調査できる（953条）。

また、成年後見監督人は、成年後見人が被成年後見人を代理して一定の範囲の法律行為を行う際の同意権（950条1項）や成年後見人の財産調査や目録に参与する

16) 「まず11条又は14条により成年後見又は限定後見の終了審判をした後に、特定後見の審判をするか、10条3項又は13条2項により被成年後見人又は被限定後見人の行為能力の制限に関する変更の審判をすべきである」（尹眞秀ほか・前掲注10）128頁）。

権限 (941条 2 項), 成年後見人と被成年後見人との利害が相反する場合には成年後見監督人が被成年後見人を代理するとの規定 (949条の 3, 940条の 6 第 3 項参照) などがある。

成年後見監督人の追加選任や欠格事由, 複数・法人の許容, 複数の場合の権限行使の分掌, 辞任・変更, 報酬等などには, 後見人の規定が準用されている (940条の 7)。なお, 成年後見人の「家族」(民法779条)は成年後見監督人になれない (940条の 5)。

(ii) 限定後見監督人は, 家庭法院が必要と認めれば職権又は一定の請求権者の請求で選任され (959条の 5 第 1 項), 死亡等でいなくなった場合は職権又は一定の請求権者の請求で新たに選任される (959条の 5 第 2 項による940条の 3 第 2 項の準用)。限定後見監督人には, 成年後見監督人の規定が多く準用されている。限定後見監督人は, 限定後見人の事務を全般的に監督し, 限定後見人がいなくなった場合は家庭法院に限定後見人選任請求を遅滞なく行わねばならず (959条の 5 第 2 項による940条の 6 第 1 項の準用), 限定後見監督人は, 被限定後見人の身上や財産について「急迫な」事情がある場合には限定後見人の権限の代行為可能で (959条の 5 第 2 項による940条の 6 第 2 項の準用), 限定後見人の「身上意思決定代行権」の許可請求や居住用建物等の譲渡等の許可請求が準用されている (959条の 5 による947条の 2 第 3 項から第 5 項の準用)。

また, 限定後見監督人は, 限定後見人と被限定後見人の利害が相反する場合には限定後見監督人が被限定後見人を代理する規定 (959条の 5 第 2 項による940条の 6 第 3 項の準用) などがある。

限定後見監督人の追加選任や欠格事由, 複数・法人の許容, 複数の場合の権限行使の分掌, 辞任・変更, 報酬等などは, 後見人の規定が準用されている (959条の 5 第 2 項による準用)。なお, 限定後見人の「家族」(民法779条)は, 限定後見監督人にはならない (959条の 5 第 2 項による940条の 5 の準用)。

(iii) 特定後見監督人も, 家庭法院が必要と認めれば職権又は一定の請求権者の請求で選任される (959条の10第 1 項)。しかし, 特定後見の場合は「期間と範囲」を定めて特定の事務を支援する制度なので, 特定後見監督人を選任する必要性は少ないであろう¹⁷⁾。

特定後見監督人も, 特定後見人の事務を全般的に監督し, 特定後見人がいない場合は家庭法院に特定後見人選任請求を遅滞なく行わねばならず (959条の10第 2 項

17) 「特定後見の場合には特定後見人の事務が特定されるだけでなく, 家庭法院が監督する余地が大きいため選任する必要は大きくない」(尹真秀ほか・前掲注10) 140頁)。

による940条の6第1項の準用)、特定後見監督人は、被特定後見人の身上や財産について「急迫な」事情がある場合には特定後見人の権限を代行できる(959条の10第2項による940条の6第2項の準用)。また、特定後見監督人は、特定後見人と被特定後見人の利害が相反する場合は、特定後見監督人が被特定後見人の代理になるとの規定(959条の19第2項による940条の6第3項の準用)などがある。

特定後見監督人の追加選任や欠格事由、複数・法人の許容、複数の場合の権限行使の分掌、辞任・変更、報酬等などは、後見人の規定が準用されている(959条の10第2項による準用)。なお、特定後見人の「家族」(民法779条)は特定後見監督人にはなれない(959条の10による940条の5の準用)。

⑥ 家庭法院による後見事務の監督

家庭法院は、職権又は一定の請求権者の請求により、被成年後見人・被限定後見人・被特定後見人の財産状況を調査し、成年後見人・限定後見人・特定後見人に財産管理等の後見任務の遂行に関して必要な処分を命ずることができる(954条, 959条の6・959条の12による954条の準用)。

そのために、専門性と公正性を備えていると認められる者に後見事務の実態や財産状況を調査させたり臨時に財産管理をさせることができ(家訴法45条の4第1項)、それらには被成年後見人等の財産から相当の報酬を支給できることにした(家訴法45条の4第2項)。それら後見事務の実態や財産状況の調査をする者又は臨時に財産管理の権限を付与された者は、家庭法院の許可により成年後見人等又は成年後見監督人等に、それら事務等に必要な資料を提出させるなどの権限が付与されている(同規則38条の6第1項)。

また、家庭法院は、成年後見人等を選任するときや諸種の許可を行うときに、後見事務等や被成年後見人等の身上保護又は財産管理に対して必要な指示ができる(同規則38条の2, 38条の3第1項)。

(3) 任意後見制度の導入

改正民法は、法定後見制度である成年後見等とは別に任意後見制度を導入した。要保護者が自ら設計する制度の導入である。その目的は最大限本人の意思を尊重することにある。

要保護状態が発生しても契約は持続的に効力を有し、本人が受任者に財産管理と身上保護の両面で事務処理を委託する制度である。

① 後見契約の要件

(i) 後見契約は、本人が「疾病、障害、老齢、その他の事由による精神的制約」

で、事務処理能力が不足している状況にあるか又は不足する状況に備えて、本人の財産管理及び身上保護に関する事務の一部又は全部を他の者に委託し、その委託する事務に関して代理権を授与する委任契約である（959条の14第1項）。

委任者は、疾病等による精神的制約で事務処理能力が不足した状況にあるか不足する可能性のある者である¹⁸⁾。受任者は、「任意後見人」と云い、1人でも数人でも法人でもよく、親族でも職業的後見人でもよいが¹⁹⁾、任意後見人が、後見人の欠格事由の規定である937条に該当するか顕著な非行を行うときや後見契約の任務に適合しない事由があるときは、任意後見監督人は選任されない（959条の17）、それらの者は事実上任意後見人になれない。

(ii) 後見契約の内容は、両当事者の合意の下に自由に締結できる。本人は、財産管理に関する事務だけを委託することも身上保護に関する事務だけを委託することも、両者を委託することも、それらの全部か一部を委託することも可能である。なお、本人は、受任者に委託事務の代理権を授与しても良いが、任意後見人に代理権を授与すれば、任意後見人は本人の能力を補充する機能と確定する機能を全て担当することになる。また、任意後見制度は本人の行為能力を制限する制度ではないので、特定後見と同様に任意後見人には同意権や取消権は付与されない。

(iii) 後見契約は公正証書で締結しなければならない（959条の14第2項）。公証人は制限能力者との理由だけで被成年後見人や被限定後見人の後見契約の締結を拒否できない。意思能力が残存している限りそれらの者は単独で意思決定できるからである（959条の6による947条の2第1項の準用）。公正証書の様式は法定されていない²⁰⁾。

② 任意後見監督人の選任と後見契約の効力発生

(i) 後見契約は家庭法院が任意後見監督人を選任したときから効力が生じる（959条の14第3項）。任意後見人は、任意後見監督人が選任されたときから各種事務を処理し代理権を行使できる。ただし、任意後見が開始したとしても本人に行為能力

18) 「すぐに事務処理能力が不足して後見契約が開始されるのを望む後見契約を「即効型」（又は「現在型」）後見契約、将来後見が開始した場合に備えた後見契約を「将来型」（又は「未来型」）後見契約という」（尹眞秀ほか・前掲注10）148～149頁）。

19) 尹眞秀ほか・前掲注10）150頁。「法人も任意後見人になり得ると解される」金疇沫ほか・前掲注11）504頁。

20) 「当事者の便宜と作成に係る時間と費用の節減、後見契約内容の明確性と完全性の確保及び公示の効率性の確保のために後見契約の標準様式の開発が望まれる」（尹眞秀ほか・前掲注10）154頁）。

上の制限が生じることはない。任意後見人は、代理権を授与された範囲内の法律行為であっても本人の意思を最大限尊重しなければならない（959条の14第4項）。

(ii) 家庭法院は、後見契約が登記されていて、本人の事務処理能力が不足した状況にあると認めるときは、一定の請求権者の請求により任意後見監督人を選任する（959条の15第1項）。後見登記法20条2項は、「後見契約の登記」は、任意後見人が申請すると定めている。予め登記される「後見契約の登記」の内容は、後見登記法26条1項1号から4号に列挙されている。家庭法院は公示された「後見契約の登記」の存在を確かめて任意後見監督人の選任の審判を行う（家訴法2条1項2号24）の5目）。なお、家庭法院は、任意後見監督人を選任するときは被任意後見人になる者の精神状態に関して医師等からの意見聴取をする義務がある（家訴法45条の5）。

(iii) 任意後見監督人の請求が本人以外の者の請求であるときは、本人が意思表示ができない場合を除いて、予め本人の同意を得なければならない（959条の15第2項）。家庭法院は、後見契約の履行・運営の際には本人の意思を最大限尊重しなければならないので（959条の14第4項）、本人が望まないのに配偶者等により任意後見が強制的に開始されるのを防ぐためである²¹⁾。なお、家庭法院は、任意後見監督人の選任の審判を行う場合には、被任意後見人（被任意後見人になる者を含む）が意識不明等で意思を表明できない場合を除いて、被任意後見人になる者、任意後見監督人及び任意後見人になる者の陳述を聴取しなければならない（家訴法45条の6第1項1号）。その陳述聴取の方法は「尋問」による（家訴法45条の6第2項）。

(iv) 任意後見監督人がいなくなった場合は、家庭法院は、職権又は一定の請求権者の請求により任意後見監督人を選任し（959条の15第3項）、必要と認めれば追加して選任することもできる（959条の15第4項）。任意後見人の民法779条上の「家族」は、任意後見監督人になれない（959条の15第5項）。

(v) 任意後見人が後見人の欠格事由（937条）に該当するものであるとき又は顕著な非行を行うか後見契約で定めた任務に適合しない事由があれば、家庭法院は任意後見監督人を選任しないで後見契約の効力を発生させないことができるし（959条の17第1項）、選任した以後に任意後見人が顕著な非行をしたりその任務に適合しない事由があれば、家庭法院は一定の請求権者の請求により任意後見人を解任することができる（959条の17第2項）。任意後見人を解任すると後見契約は終了する。

21) 「特に未だ本人に意思能力が残存している場合、任意後見制度の乱用を防止する側面でも意味がある」（尹眞秀ほか・前掲注10）160頁）。

なお、選任した日以後に任意後見人が後見人の欠格事由（937条）に該当したときも後見契約は終了する²²⁾。

③ 任意後見監督人の職務

(i) 任意後見監督人には、任意後見人の事務を監督しその事務に関して定期的に家庭法院に報告する義務がある（959条の16第1項）。任意後見人の適切な任務の遂行を担保し本人の意思を忠実に実現させることを担保させるためである。その上で、家庭法院は必要と認めれば任意後見監督人に監督事務の報告を求めることができる（959条の16第2項前段）。

さらに、家庭法院は、任意後見監督人に任意後見人の事務又は本人の財産状況について調査を命じたりその他任意後見監督人に関して必要な処分を命ずる事ができる（959条の16第2項後段）。成年後見人等に対する家庭法院の後見事務に関する処分（954条）と同趣旨の条文である。家訴法は、家庭法院が法院事務官等や家事調査官に任意後見事務の実態を調査させることができるとする（家訴法45条の7）。

(ii) 任意後見監督人は、被任意後見人の身上や財産について「急迫」な事情がある場合は、その保護のために必要な行為又は処分ができ、任意後見人と被任意後見人の利害が相反する場合には被後見人を代理する（959条の16第3項による940条の6第2項第3項の準用）。さらに任意後見監督人は複数でも法人でも可能であり、複数の場合の権限行使方法の分掌や追加選任・辞任・変更、報酬も、後見監督人の規定が準用されている（959条の16第3項による940条の7の準用等）。

(iii) 任意後見監督人は、いつでも任意後見人にその任務遂行に関する報告と財産目録の提出を求めることができ²³⁾、被任意後見人の財産状況を調査できる（959条の16第3項による953条の準用）。

④ 後見契約の終了

(i) 任意後見監督人の選任前は、本人又は任意後見人は公証人の認証を受けた書面による要式行為で、後見契約の意思表示を撤回することができ、選任後は正当な事由があるときに限り家庭法院の許可により後見契約を終了させることができる（959条の18）。前者の場合は、後見契約は遡及的に効力を喪失する。後者の例とし

22) 任意後見人が解任されて後見契約が終了すれば「本人は必要に従い後見契約を締結するか法定後見を請求すべきである」また欠格事由に該当することになったときは「法定後見を開始する以外にない」（尹眞秀ほか・前掲注10）166頁）。

23) 金崎洙ほか・前掲注11）506頁は「任意後見人は、財産目録を作成する義務がないので、任意後見監督人は任意後見人に財産目録の提出は求められないと解される」と述べる。

ては、任意後見人の健康悪化、本人と任意後見人間の葛藤などが挙げられよう。後者の場合は、後見契約は将来に向かって効力を失う。家庭法院は、任意後見の終了の許可審判をする場合には、被任意後見人及び任意後見人から意見を陳述を聴取する義務があり（家訴法45条の6第1項4号）、被任意後見人を尋問しなければならない（家訴法45条の6第2項）。

(ii) 後見契約の終了等により任意後見人の代理権が消滅する場合には、取引の相手方を保護するために「登記」しなければ善意の第三者に対抗できない（959条の19、後見登記法26条1項7号）。

⑤ 後見契約と成年後見・限定後見・特定後見の関係

(i) 後見契約の効力が発生しているか否かを問わず、後見契約が登記されている場合であれば、家庭法院は本人の利益のために特別に必要とする場合に限り、任意後見人又は任意後見監督人の請求によって、成年後見・限定後見・特定後見の審判ができる（959条の20第1項前段）。請求権者には、法定後見の請求権者も含まれるとの見解がある²⁴⁾。その場合、本人が成年後見・限定後見開始の審判を受ければ、後見契約は終了する（959条の20第1項後段）。特定後見の審判がされたときは、後見契約は終了せずに、特定後見と後見契約は併存する²⁵⁾。

(ii) 本人が、法定後見制度を利用している場合、家庭法院は任意後見監督人を選任する際にそれら法定後見の終了の審判をしなければならない（959条の20第2項本文）。後見契約の効力の発生と法定後見の併存を認めない趣旨である。特定後見の審判がある場合も、後見契約が開始すれば任意後見により本人に必要な保護が提供されるからである。法定後見より後見契約を優先適用する趣旨である²⁶⁾。

しかし、家庭法院が成年後見や限定後見を継続した方が本人の利益のために特別に必要と認めれば、家庭法院は任意後見監督人を選任しないので（959条の20第2項ただし書き）、後見契約の効力は生ぜず、法定後見が継続する。

24) 「本人、配偶者、4寸以内の親族、検事又は地方自治団体の長等もまた9条1項、12条1項、14条の2に従い法定後見の審判を請求できる。本条は法定後見開始請求権者の範囲を拡張する意味を持つ」（尹眞秀ほか・前掲注10）170頁）。

25) 「任意後見契約により任意後見人に委託された事務だけでは本人の保護に充分でない場合であれば、限定後見よりは特定後見制度を活用するのが正しい。……特定後見の審判があるときには後見契約が終了せず、任意後見と法定後見の併存が可能である。そこで、特定後見制度を活用するのが本人の自己決定権尊重と補充性の原則により適切な結果をもたらす」（尹眞秀ほか・前掲注10）171頁）。

26) 「任意後見を法定後見より優先適用する補充性の原則が反映された条文である」（尹眞秀ほか・前掲注10）172頁）。

(4) 法定未成年後見制度の廃止と選任未成年後見制度の導入

改正前の民法は、未成年者に親権者がいなくなった場合は、未成年者の親権者が遺言で親権者を指定した場合を除き、未成年者後見人の順位を法定していた(改正前932条)。改正民法は、遺言による未成年の後見人指定を優先しながらも(931条)、近親者が法定後見人になる制度の弊害を除くために、法定未成年後見制度を廃止し、家庭法院が未成年後見人を選任する選任未成年後見制度を採用した。

① 未成年後見の開始と未成年後見人の指定・選任

(i) 未成年後見が開始するのは、未成年者に対して、親権者がいないか、親権者が法律行為の代理権と財産管理権を行使できない場合であり、その場合には未成年後見人を置かなければならない(928条)。

(ii) 親権者がいない場合とは、単独親権者が死亡したとき、単独親権者が親権喪失宣告を受けたとき又は単独親権者が成年後見開始の審判を受けたときなどである²⁷⁾。しかし、2011.5.19民法改正法で、離婚等により単独親権者と定められた父母の一方が死亡又は親権喪失宣告を受けた場合で、父母の一方が生存しているときには、一定の期間内であれば生存親を親権者に指定請求ができるので(909条の2第1項、927条の2第1項1号)、当然に未成年後見が開始するのではない。この期間内に親権者指定請求がない場合に初めて家庭法院は未成年後見人を選任することができる(909条の2第3項、927条の2第1項)。また、2011.5.19民法改正法では、単独親権者に所在不明等により事実上親権を行使できない重大な事由がある場合も親権者がいないときに該当するが(927条の2第1項4号)、この場合でも、父母の他の一方が生存しているときには一定の期間内であれば生存親を親権者に指定請求ができるので(909条の2第1項、927条の2第1項4号)、当然には未成年後見は開始されない。この期間内に親権者指定請求がない場合に初めて家庭法院は未成年後見人を選任することができる(909条の2第3項、927条の2第1項)。その点は、普通入養の場合で、養父母が全て死亡した場合や普通入養が取消・罷養された場合も同様である(909条の2第2項)。

(iii) 親権者が法律行為の代理権と財産管理権を行使できない場合とは、代理権や財産管理権の喪失宣告を受けたり辞退した場合をいう(925条、927条第1項)。しかし、この場合でも、2011.5.19民法改正法は、離婚等で単独親権者と定められた父母の一方が代理権と財産管理権を喪失又は辞退した場合でも、父母の他の一方が生存しているときは一定の期間内に代理権・財産管理権部分についての親権者指定請

27) 金罍洙ほか・前掲注11) 448頁。

求ができるので（909条の2第1項，927条の2第1項2号3号），当然には未成年後見人は開始しない。この期間内に代理権と財産管理権部分について親権者指定請求がない場合に初めて家庭法院は未成年後見人を選任することができる（909条の2第3項，927条の2第1項）。

(iv) 親権を行使する父母が，遺言で未成年後見人を指定しないか未成年後見人がなくなった場合には²⁸⁾，家庭法院は職権又は一定の請求権者の請求により未成年後見人を選任する（932条1項）。未成年後見人がなくなった場合とは，遺言で指定した未成年後見人や家庭法院が選任した未成年後見人が死亡，欠格その他の事情で任務を遂行ができない場合をいう。なお，家庭法院は，未成年後見人の選任に際しては未成年後見人になる者の意見を聞かなければならず，選任に際しては必要と認める事項を指示することができ，選任と変更（940条）に際しては未成年者が13歳以上であれば，未成年者の意見を聞かなければならない（家訴法規則65条1項3項4項）。

(v) 家庭法院が，親権喪失の宣告（924条）や親権者の代理権・財産管理権の喪失宣告（925条）をして未成年後見人を選任する必要がある場合には，家庭法院は職権で未成年後見人を選任しなければならない（932条2項²⁹⁾）。未成年者の保護に空白が生じないための措置である。それとともに親権者自らが代理権や財産管理権を辞退した場合（927条）は，その親権者が遅滞なく新たな未成年後見人の選任を家庭法院に請求しなければならない（932条3項）。

(vi) 未成年後見人は自然人でその員数は1名である（930条1項）。

(vii) 未成年後見人の欠格事由は，937条に列挙され，辞任・変更も可能である（939条，940条）。

② 未成年後見人の任務等

(i) 未成年後見人は，未成年者の法定代理人となり（938条1項），未成年者の財産調査やその目録を作成するなどの任務などがある（941条，942条，943条，944条）。また，財産管理権と財産に関する法律行為についての代理権を有し（949条），一定

28) なお，2011.5.19民法改正法は，遺言で未成年後見人を指定した場合でも，生存する父母等が親権者指定請求ができる規定を定めている（931条2項）。

29) 親権喪失宣告や代理権・財産管理権喪失宣告の審判はその親権者を相手として請求しなければならないが，その場合に家庭法院が家訴法62条の事前処分として親権者の親権等の全部又は一部を停止して行使させないときには，審判の確定時までその権限を行使する者（権限代行者）を同時に指定しなければならない（家事訴訟規則102条1項）。なお，金崎洙ほか・前掲注11）449頁参照。

の法律行為をする場合には未成年後見監督人がいればその同意を得なければならない(950条)。ただし、未成年者の親権者が法律行為の代理権と財産管理権に限定して親権を行使できない場合は、未成年後見人の職務は財産行為に限定される(946条)。

(ii) 未成年後見人には、未成年者の913条から915条までの身分行為に関しては、親権者と同一の権利・義務があるが、一定の身分行為については未成年後見監督人がいればその同意を受けなければならない(945条)。また、未成年後見人は未成年者に代わって未成年者の子女に対する親権を行使し、その親権行使には未成年後見人の任務に関する規定が準用される(948条)。

(iii) 未成年後見人の報酬と事務費用は未成年者の財産から支出される(955条、955条の2)。

③ 未成年後見監督人の指定・選任とその職務

(i) 遺言により未成年後見人を指定できる者は(931条)、未成年後見監督人を遺言で指定できる(940条の2)。その指定がない場合でも、家庭法院が必要とみとめる場合には、職権又は一定の請求権者の請求によって未成年後見監督人を選任することができ、未成年後見監督人が死亡等でなくなった場合は職権又は一定の請求権者の請求により未成年後見監督人を選任し(940条の3)、その変更も可能である(940条の7による940条の準用)。なお、未成年後見監督人は任意機関である。

(ii) 未成年後見監督人を選任する際には、家庭法院は、未成年後見監督人になる者の意見を聞かなければならず、また、未成年後見監督人に必要と認める指示ができ、選任と変更の審判をするときは、未成年者が13歳以上であれば、未成年者の意見を聞かなければならない(家訴法規則65条1項3項4項)。

(iii) 未成年後見監督人には、委任及び後見人の規定の多くが準用され(940条の7)³⁰⁾、未成年者の「家族」(779条)は未成年後見監督人にはなれない(940条の5)。

(iv) 未成年後見監督人は、未成年後見人の事務を監督し、未成年後見人がなくなった場合には家庭法院に未成年後見人の選任請求をしなければならない(940条の6第1項)。また未成年者の身上や財産について「急迫」な事情がある場合、その保護のために必要な行為又は処分ができ(940条の6第2項)、未成年後見人についてもその任務遂行に関する報告と財産目録の提出を求めることができ、未成年後

30) なお、940条の7によって準用される身上保護に関する947条の2第3項から第5項は成年後見監督人だけに適用される(尹眞秀ほか・前掲注10)103頁)。

見人の財産状況を調査できる（953条）。なお、未成年後見監督人は、未成年後見人が未成年者の親権者に代わり行う一定の事項についての同意権がある（945条ただし書き）。

(v) 未成年後見監督人の報酬と事務費用の支出は未成年者の財産から支出される（940条の7による955条、955条の2の準用）。

④ 家庭法院の未成年後見事務の監督

家庭法院は、職権又は一定の請求権者の請求により未成年者の財産状況を調査し、未成年後見人に財産管理等の後見事務に関して必要な処分を命ずることができる（954条）。なお、未成年後見人又は未成年後見監督人には、家庭法院の後見事務の監督等（家訴法45条の4、同法45条の7）の具体的細目を定めた家訴法規則38条の6を準用している（家訴法規則69条の2）。

(5) 親族会制度の廃止と関連規定の改正

後見監督人制度の導入に伴い、親族会の規定である第6章（960条から973条）を全て削除した。また、親族会の廃止と禁治産・限定治産制度に代わって法定後見制度を導入したことに関連して、親族法上の法律行為に関する規定が改正された。満18歳になる者が約婚する際の同意（801条）、被成年後見人が約婚する際の同意（802条）、約婚解除事由（804条2号）、同意を要する婚姻の規定（808条）、同意のない婚姻の取消請求権の消滅（819条）、被成年後見人の協議上の離婚（835条）、被成年後見人の親生否認の訴え（848条）、被成年後見人の認知（856条）などである。相続編では、被成年後見人の遺言能力（1063条）、遺言の証人の欠格事由（1072条1項2号）、遺言執行者の欠格事由（1098条）がある。また、委任の終了（690条）、組合の非任意脱退の事由（717条）も改正された。

(6) 制限能力者概念の導入に伴う法改正

改正前の民法は、未成年者・限定治産者・禁治産者を「無能力者」と総称した³¹⁾。その用語を廃棄し、改正民法は「制限能力者」の用語を使用することにした³²⁾。「制限能力者」の範疇に入る者は、未成年者・被成年後見人・被限定後見人

31) 無能力者の用語は「烙印の効果を伴い制度の利用を忌避させてきた」（尹眞秀ほか・前掲注10）56頁）。

32) 金疇洙ほか・前掲注11）485頁は、「改正法によって新たに導入した被成年後見人や被限定後見人は画一的に行為能力が否定されず、家庭法院の審判により残っている能力（残存能力）の範囲内で法定代理人の同意なく独立して法律行為ができる。従って、被

である³³⁾。それに伴い、民法上で改正された条項は、制限能力者の相手方の催告権 (15条)、制限能力者の相手方の撤回権と拒絶権 (16条)、制限能力者の詭計 (17条)、制限能力者に対する意思表示の効力発生時期 (111条 2項)、制限能力者の意思表示の受領能力 (112条)、制限能力者が無権代理人の場合の相手方に対する責任 (135条 2項)、制限能力者の取消しできない法律行為の取消と取消の効果 (140条、141条)、制限能力者と時効停止 (179条)、財産管理者に対する制限能力者の権利と時効停止 (180条 1項)、などである。

2. 2011.5.19民法改正法の概要

未成年子女がいる父母が離婚しその一方が親権者であったが、その親権者が死亡した場合について、従前は、他の一方が生存していれば当然に生存する親が親権者になるとの見解(「親権復活説」と後見が開始するが他の一方が望むときには親権者変更請求をして親権が回復するとの見解(「後見開始説」又は「親権回復説」)が対立していた。判例は、親権復活説を採用し、実務もその見解で運用していた³⁴⁾。

2008年の某有名女性タレントの死を契機に、離婚した生父が親権者になるのが適切かという議論が巻き起こり³⁵⁾、その立法的解決を図る2件の国会議員発議案が2009年に国会に提出された。2010年2月には政府案も提出されたが、法制司法委員会は国会議員発議案・政府案に代えて法制司法委員会委員長名の「民法一部改正法律案(代案)」を2011年4月26日可決した³⁶⁾。同年4月29日に同法律案は国会で可

ㄨ成年後見人や被限定後見人は一定の範囲で行為能力が制限されるが完全に否定されるのではなく、制限される限度で制限能力者になる」。

33) 「被特定後見人又は後見契約の本人は、……特定後見の審判又は任意後見の開始があっても行為能力が制限されないからである」(尹眞秀ほか・前掲注10) 56頁)。

34) 大法院1994.4.29宣告94タ1302判決, 2007.12.10家族関係登録例規177号・2008.6.18家族関係登録例規286号。

35) 2010年4月の法制司法委員会の政府案に対する「検討報告書」(8頁)は、2008年の親権者指定と変更の件数は104,293件で、父母離婚等で父母の一方が単独親権者になりその後死亡した場合で法院が親権者指定をすべき場合は、20歳から49歳の離婚男女の死亡者数4,291名に未成年者を持つ比率54%を掛けて、離婚後未成年者を養育する者の20歳から49歳の死亡者数を約2,317名と計算し、入養取消件数2件、罷養件数902件と併せて、計約3,221件としている(後掲注36)韓国「国会」HP「議案情報」より入手)。

36) 国会議員発議案, 政府案, 代案の内容は、韓国「国会」HP「議案情報」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp> を参照。

決され、同年5月19日法律第10645号として公布された。

改正法の特徴は、親権者指定に家庭法院が関与する場面が増大した点にある。

(1) 親権者指定請求と未成年後見人の選任

① 単独親権者死亡の場合の生存する父又は母を親権者に指定する請求

(i) 909条の2第1項は、単独親権者が死亡した場合の「親権復活説」と「後見開始説」の対立を止揚して請求によって親権者を指定する制度を定めた。

(ii) 婚姻外の子が認知された場合と父母が離婚する場合には、父母の協議で親権者を定めなければならないが、協議ができないか協議が成立しない場合には家庭法院は職権又は当事者の請求により親権者を指定しなければならないが（909条4項）、婚姻の取消、裁判上の離婚又は認知請求の訴えの場合は、家庭法院は、職権で親権者を定め（同条5項）、子の福利のために必要であれば4寸以内の親族の請求によって親権者を変更することができた（同条4項）。

(iii) (i)(ii)によって定められた単独親権者が死亡した場合には、改正法では、「生存する父又は母、未成年者、未成年者の親族」が、家庭法院に「生存する父又は母」を親権者に指定することを請求することができることとした（909条の2第1項）。

(iv) その請求期間は、死亡した「事実を知った日から1か月」「死亡した日から6か月」である（同条同項）。

② 一般入養の取消又は罷養の場合や養父母がすべて死亡した場合の親生父母を親権者に指定する請求

(i) 一般入養の取消又は罷養の場合の親権者について、従前は親生父母の親権が復活するとの見解があり³⁷⁾、養父母が全て死亡した場合の親権者について、従前は後見が開始するとの見解があった。改正法は、この場合も、家庭法院への請求により親生父母を親権者に指定できることにした（909条の2第2項）。

(ii) 親権者として指定できる者は「親生父母の一方又は双方である」。請求権者は「親生父母の一方又は双方、未成年者、未成年者の親族」であり、請求期間は本条

37) 2008.6.18家族関係登録例規286号の11条2項「入養した未成年者が未だ未成年者のときに罷養されれば第1項の親権者指定に関する記録を家族関係登録公務員は職権で復活記録しなければならない」。改正後の取扱いは、2013.6.7家族関係登録例規374号の11条2項「入養した未成年者が未だ未成年者のときに罷養されれば「民法」第909条の2により親権者、未成年後見人又はその任務代行者を指定するか選任する裁判を改めて受けなければならない」（韓国大法院綜合法律情報 HP <http://glaw.scourt.go.kr/wsj0/intesrch/sjo022.do> より入手）。

1 項と同様である。

(iii) 親養子の場合、親生父母との親族関係は消滅しているので(908条の3第2項本文)、養父母が全て死亡しても親生父母の親権は復活しない。その場合には後見が開始し、親生父母を親権者に指定する請求はできない(909条の2第2項ただし書き)。そこで、遺言による未成年後見人の指定がない限り、一定の請求権者の請求により未成年後見人を請求しなければならない(932条1項)。また、親養子入養が取消されたり罷養され場合でも親生父母の親権は当然に復活せず、家庭法院の審判を受けて親権者になりうるだけである(909条の2第2項本文)³⁸⁾。

③ 親権者指定請求がされないときの未成年後見人の選任

(i) 909条の2第1項又は第2項の親権者指定請求がないときは、家庭法院は職権又は一定の請求権者の請求によって、未成年後見人を選任できるが(909条の2第3項前段)、この場合には生存する父母又は親生父母に意見陳述の機会を与えている(909条の2第3項後段)。

(ii) 請求権者は「未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事、地方自治団体の長」である³⁹⁾。

④ 家庭法院による未成年後見人選任や親権者の指定

(i) 家庭法院は、909条の2第1項から第3項による親権者指定請求又は未成年後見人選任請求があっても、未成年の福利のためにその請求を棄却できることを定めた(909条の2第4項前段)。そのときは、職権で未成年後見人を選任するか生存する父又は母、親生父母の一方又は双方を親権者に指定しなければならない(909条の2第4項後段)。

(ii) 909条の2第3項又は4項で未成年後見人を選任した場合でも、家庭法院は、「生存する父又は母、親生父母の一方又は双方、未成年者」の請求があれば、未成年者の福利を考慮して「生存する父又は母、親生父母の一方」を親権者に指定できる(909条の2第6項)。未成年後見人が選任されても、生存する父又は母、親生父母の一方者が親権者になるのが必ずしも不適切と云えない場合を想定した条文である。

⑤ 親権任務代行者の選任

(i) 家庭法院は、単独親権者が死亡した場合や入養の取消・罷養の場合、又は養父

38) 金疇洙ほか・前掲注11) 398頁。

39) 「利害関係人には委託父母や家庭委託支援センターの長、児童保護施設の長等がこれに該当する」(尹真秀ほか・前掲注10) 188頁)。

母が全て死亡した場合で、909条の2第1項や第2項により家庭法院が親権者の指定するまで又は同条3項の未成年後見人の選任や同条4項により未成年後見人の選任や親権者が指定されるまでの期間、職権又は一定の請求権者の請求により、親権の任務を代行する者を選任できることにした（909条の2第5項本文前段）。

(ii) 請求権者は、909条の2第3項と同様である。

(iii) 「親権任務代行者」には、25条（管理人の権限）の規定と954条（家庭法院の後見事務に関する処分）の規定が準用される（909条の2第5項後段）。家訴法は、家庭法院の管掌事項として「民法」909条の2第5項により準用される同法第954条による未成年者の財産状況に対する調査及びその財産管理等任務代行者の任務遂行に関して必要な処分」を追加改正した（家訴法2条1項2.ラ類事件22）の2）。

⑥ 親権喪失等による親権者指定・未成年後見人の選任等

(i) 婚姻外の子が認知されるか父母が離婚するか（909条4項）、婚姻の取消・裁判上の離婚か認知請求（909条5項）、又は家庭法院による親権者の変更（909条6項）で、単独親権者となった父又は母、養父母の双方に、親権喪失の宣告がある場合（924条）、代理権と財産管理権の喪失宣告がある場合又はそれらを辞退した場合（925条、927条1項）、その他所在不明等で親権行使ができない重大な事由のある場合は、909条の2第1項及び第3項から第5項が準用され、未成年後見人の選任や親権者指定請求、親権任務代行者の選任がなされる（927条の2第1項本文）。ただし、単独親権者が代理権と財産管理権を喪失又は辞退したときの未成年後見人の任務は財産に関する行為に限定される（927条の2第1項ただし書き）。

(ii) 家庭法院は、927条の2第1項によって、親権者が指定されたり未成年後見人が選任された後に、単独親権者が、親権・代理権・財産管理権を回復した場合や所在不明の父母等が親権行使が可能になれば、一定の請求権者の請求により親権者を新たに指定できる（972条の2第2項）。

⑦ 遺言による未成年後見人指定のある場合の家庭法院の親権者指定

親権を行使する父母は、遺言で未成年後見人を指定できるが（931条1項本文）、その場合でも家庭法院は未成年者の福利のために必要であれば、一定の請求権者の請求により、未成年後見を終了し「生存する父又は母」を親権者に指定できる（931条2項）。

(2) 家庭法院による親権者指定の際の子の福利優先規定の新設

(i) 家庭法院が親権者を指定する際には子の福利を優先的に考慮しなければならず、そのために関連分野の専門家や社会福祉機関から諮問を受けることができる

(912条 2 項)。

(ii) すでに、912条 1 項で「親権を行使する」際の福利優先規定を定めていたが、改正法は、福利優先規定は親権者指定の際にも重要な基準であるとして同条 2 項を新設した。

3. 2012.2.10民法改正法の概要

2009年12月、未成年者の入養は家庭法院の許可を必要とする国会議員発議案が提出され⁴⁰⁾、2010年 9 月には入養制度全般に亘る政府案が国会に提出された。それとは別に要保護児童を対象とする「入養特例法」が2011年 8 月 4 日法律第11007号として公布されている⁴¹⁾。

一方、憲法裁判所は2010年 7 月29日重婚取消請求権者に直系卑属を除外している点について憲法不合致決定を行っていた。それに関連する国会議員発議案が国会に提出されていた。また、夫婦間の契約取消を規定する民法条項を削除する国会議員発議案も、2011年 4 月に国会に提出されていた。法制司法委員会は、それら法案を踏まえて、委員長名の「民法一部改正法律案（代案）」を2011年12月29日国会に提出し、同法案は同日可決され、2012年 2 月10日法律第11300号として公布された⁴²⁾。なお、同法律中の重婚取消請求権者（818条）の改正と夫婦間の契約取消条項（828条）を削除する改正は公布日から施行されている。

改正法の主な内容は、一般入養にも家庭法院の許可が必要なこと、親養子入養の養子の上限年齢を15歳から未成年に引き上げたこと、重婚取消請求権者を拡大したこと、夫婦間の契約取消条項を廃止したことである。

40) 韓国は、児童権利条約加入の際に21条「(a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。……」を留保していたが、児童権利委員会から留保撤回の勧告を受けていたこと、国家人権委員会からも21条の留保撤回の勧告を受けていた点について、尹眞秀ほか・前掲注10) 197～198頁参照。

41) 「要保護児童」とは、児童福祉法 3 条 4 号による保護対象児童であり「保護者がいないか保護者から離脱した児童又は保護者が児童を虐待するなどその保護者が児童を養育するのに適切でないか養育する能力がない場合の児童」のことである。「入養特例法」は、「入養促進及び手続に関する特例法」の名称を変更し改正され、家庭法院の許可を条件に、国内入養優先の推進を掲げている。なお、韓国の国内入養・国外入養の実態は、高翔龍『韓国社会と法』（信山社、2012年）140頁以下参照。

42) 国会議員発議案、政府案、代案の内容は、韓国「国会」HP「議案情報」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp> を参照。

(1) 一般入養（普通養子縁組）制度の改正

① 未成年者入養の家庭法院の許可

- (i) 未成年者を入養しようとする者は家庭法院の許可を得なければならない（867条1項）。この場合の家庭法院の許可とは、法院が入養を決定する「宣告型」ではなく、当事者の合意と申告により初めて入養が成立する「契約型」の入養である。養子になる者が、自己又は自己の配偶者の直系卑属であっても許可は必要である。
- (ii) 家庭法院は、未成年者の福利のために諸種の事情を考慮して、入養を許可しないこともできる（867条2項）。親養子入養に関する908条の2第3項と同趣旨である。

② 未成年者入養の意思表示

民法869条の従前の題目は「15歳未満者の入養承諾」であったが、2011.3.7民法改正法でその内容を改正し、2012.2.10民法改正法ではその題目をさらに「入養の意思表示」と改正し、その内容を下記のように改正した。

- (i) 養子になる者が13歳以上の未成年者の場合は、法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得て入養を承諾する（869条1項）。改正前は「15歳」を基準にしていたが、改正法はそれを「13歳」に引き下げた。
- (ii) 養子になる者が13歳未満の場合には、法定代理人がその者に代わり入養を承諾する（869条2項）。法定代理人が入養の代諾権者である。
- (iii) 家庭法院は、法定代理人が正当な理由なく同意又は承諾をしない場合や所在不明等で法定代理人の同意や承諾を得ることができない場合は、その同意や承諾がなくても、入養の許可をすることができる（869条3項⁴³⁾。法定代理人が正当な理由がないのに同意又は承諾を拒否するときは、家庭法院は法定代理人を尋問しなければならない（869条4項）。
- (iv) 法定代理人の同意や承諾は、867条1項の家庭法院の許可の前であればいつでも撤回できる（869条5項⁴⁴⁾。

43) 「例えば、長期間被後見人の保護と養育に何らの関心を見せなかった後見人が入養の代価に金品を要求して同意や承諾を拒否する場合」「実際に長期間家庭委託養育をしている委託父母が委託児童を入養するのに親権者と連絡が取れず入養できない場合が時々ある」（尹眞秀ほか・前掲注10）206頁）。

44) その点について、金嶠洙ほか・前掲注11）331頁は、「同意又は承諾を撤回できる期間は一種の「入養熟慮期間」と設定されているが、この制度は親生父母（特に未婚母）の自己決定権（自ら子女を養育しようとする場合にはその意思を最大限尊重し、養育を支援すべきこと）を尊重しようとの趣旨で導入された」。

③ 未成年者入養の父母の同意

(i) 養子となる未成年者は父母の同意を得なければならない(870条1項本文)。ただし、父母が869条1項により法定代理人としての同意又は承諾をしている場合や父母が親権喪失の宣告を受けている場合、所在不明等で父母の同意を得られない場合には⁴⁵⁾、その同意を要しない(870条1項ただし書き)。この父母の同意は、867条1項の家庭法院の許可の前であればいつでも撤回できる(870条3項)。869条4項と同趣旨である。

(ii) 家庭法院は、父母が3年以上子女に対する扶養の義務を履行しない場合や父母が子女を虐待又は遺棄するかその子女の福利を著しく害した場合は(870条2項各号)、父母が同意を拒否しても入養を許可することができる(870条2項本文)。ただし、その場合には、父母を尋問しなければならない(870条2項後段)。

④ 成年者入養の父母の同意

民法871条の従前の題目は「未成年者入養の同意」であり2011.3.7民法改正法でその内容が改正されたが、2012.2.10民法改正法はその題目を「成年者入養に対する父母の同意」として、下記のように改正した。

(i) 未成年者と同様に成年者が養子になる場合も父母の同意が必要である(871条1項)。ただし、所在を知ることができない等の事由で父母の同意を得られない場合は、その同意を必要としない(871条1項ただし書き)⁴⁶⁾。

(ii) 成年者入養の場合は、家庭法院の許可は不要である。ただし、父母が正当な事由なく同意を拒否する場合は⁴⁷⁾、家庭法院は、養父母や養子になる者の請求によって、父母の同意に代わる審判をすることにし、その場合には父母を尋問する規定を置いた(871条2項)。869条4項、870条2項後段の規定と同趣旨である。

⑤ 被成年後見人の入養に関する成年後見人等の同意

民法873条の従前の題目は「禁治産者の入養」であったが、2011.3.7民法改正法で「被成年後見人の入養」に改正された。2012.2.10民法改正法では、さらに下記のように改正した。

45) 金澤洙ほか・前掲注11) 335頁は、具体例として「父母が子女を委託家庭や児童保護施設に預けているながら連絡が途絶する場合が少なくない」と述べる。

46) 改正前870条は、未成年の場合だけでなく成年の場合も父母の同意を必要とし、父母がいなければ直系尊属の同意が必要していたが、改正法は直系尊属の同意を不要としている。

47) 金澤洙ほか・前掲注11) 337頁は、その例として「子女が未成年者のときに養育義務を履行しなかった父母が成年者になった子女の入養に反対する場合」を挙げる。

(i) 被成年後見人は、入養をするか養子になる場合は成年後見人の同意を得なければならない（873条1項）。いずれの場合であっても家庭法院の許可が必要であり、家庭法院は諸種の事情を考慮して入養を許可しないこともできる（873条2項による867条の準用）⁴⁸⁾。

(ii) 成年後見人が、正当な理由なく同意を拒否したり被成年後見人の父母が871条1項の同意を拒否する場合は、家庭法院はそれら同意がなくても、入養を許可することができる（873条3項前段）。その場合は、成年後見人又は父母を尋問しなければならない（873条3項後段）。869条3項4項の規定と同趣旨である。

⑥ 家庭法院の入養許可手続

家庭法院は、入養の許可の審判をするときは、養子になる者が13歳以上の場合にはその養子、養父母になる者、その他の関係者の意見を聞く義務がある（家訴法規則62条1項）。また、必要と認めるときは、各関係機関に養父母の所得や家族構成等の調査を囑託でき、各関係機関に養父母の犯罪記録の照会・診療記録・治療関連記録の提出を求めるなどの措置ができる（家訴法規則62条2項3項4項）。また、未成年者入養の請求に際しては、明白にすべき事項が列挙されている（家訴法規則62条の7）。

⑦ 入養の成立と入養の効力

(i) 入養は、家族関係登録法の定めによる申告でその効力が生じる（878条）。家族関係登録法は32条を改正し、同意、承諾または許可を要する事件にはそれらの書類の添付を義務付けるとともに、入養の申告に関する62条を改正した。それによると、養子が13歳未満の場合は869条2項により入養を代諾した法定代理人が申告すること（同法62条1項）、未成年者を入養する場合や被成年後見人が入養するか養子になる場合は、家庭法院の許可書の添付を義務付け（同法62条2項）、871条2項の父母の同意に代わる審判がある場合は、家庭法院の審判書の添付を義務付けた（同62条3項）。

(ii) 改正法は、養子は入養されたときから養父母の親生子と同一の地位を有するとする規定を新設した（882条の2第1項）。ただし、一般入養の場合には、養子の姓と本は養父母の姓と本に変更しないので、養子が養父母の姓と本を継ごうとする場

48) 尹眞秀ほか・前掲注10) 212頁では、「改正委員会では、被成年後見人が……入養をする場合にまで家庭法院の許可が必要かに関して議論があったが、成年後見人と養子になろうとする者が共謀して被成年後見人の財産等を狙い入養しようとする場合もありえるので」家庭法院の許可を得ることにした、と述べる。

合は、民法781条6項によって家庭法院の許可を得なければならない⁴⁹⁾。また、養子は入養しても入養前の親族関係は維持されるとする規定を新設した(882条の2第2項)。本条を新設したのは、一般入養と親養子入養の相違を明らかにしたことにある。

⑧ 入養無効の原因、入養取消の原因と取消請求権者

(i) 入養無効の原因は、当事者間に入養の合意がない場合、未成年者入養と被成年後見人の入養について家庭法院の許可がない場合(867条1項, 873条2項), 13歳未満の未成年者入養で法定代理人の代諾のない場合(869条2項), 尊属又は年長者の入養の場合(877条), である(883条)。

なお、家庭法院の許可のない入養は無効となったので、虚偽の親生子(嫡出子)出生申告に入養の成立を認めていた判例との関係が今後問題になろう⁵⁰⁾。

(ii) 入養取消の原因は、884条1項の1号から3号に列挙されている。なお、入養の取消原因があっても、養子となった未成年者や養子又は養父母になった被成年後見人の福利のために入養を取消すべきでない⁵¹⁾と認めるときは、家庭法院は入養取消請求を棄却できるとしている(884条2項による867条2項の準用)。

(iii) 入養取消請求権者は、885条から887条に列挙されている。

(2) 親養子入養(特別養子縁組)制度の改正

① 親養子年齢の上限の引き上げと法定代理人の同意

(i) 親養子になる者の年齢を「15歳未満」から「未成年」に改正し(908条の2第1項2号), 親養子になる者が13歳以上の場合は法定代理人の同意が必要で、13歳

49) 政府案は「養子は養父母の姓と本を継ぐ。ただし養子は養父母の同意を得て従前の姓と本を継続しようとする事ができる」としていたが制定案では受け入れられなかった。(尹真秀ほか・前掲注10) 214頁参照)。

50) 「当事者間に養親子関係を創設しようとする明白な意思があるかその他入養の成立要件が全て具備された場合に入養申告に代わる親生子出生申告があれば形式に多少誤りがあっても入養の効力があると解するのが妥当である」(大法院1977.7.26.宣告77タ492全員合議体判決)。なお、金嘯洙ほか・前掲注11) 347頁注124) で紹介する大法院2000.6.9.99ム1633判決は「入養の実質的成立要件が具備しているためには入養の合意があること、15歳未満の者は法定代理人の代諾があること、養子は養父母の尊属又は年長者でないこと等民法第883条各号所定の入養の無効事由がなければならないことは勿論、監護・養育等養親子としての身分的生活事実が必ず伴わなければならないが、入養の意思で親生子出生申告をしたとしても上記の要件を備えなかった場合には入養申告としての効力が生じない」。

未満の場合は法定代理人が本人に代わって承諾とすることにした（908条の2第1項4号5号）。

(ii) 親養子入養には家庭法院の許可が必要なこと、3年以上婚姻中の夫婦が共同で入養すること、親養子となる者の親生父母の同意を要すること、は改正前と同様である（908条の2第1項1号3号）。

② 家庭法院による親養子入養の認容

(i) 家庭法院は、親生父母の同意・13歳以上のときの法定代理人の同意・13歳未満のときの法定代理人の代諾がなくても、親養子入養を認容する場合がある（908条の2第2項本文前段）。その場合とは、法定代理人が正当な理由なく同意や承諾を拒否する場合、親生父母が自己の責任ある事由で3年以上扶養義務を履行せず面接交渉をしなかった場合、親生父母が子女を虐待したかその他子女の福利を著しく害した場合、である（869条3項、870条2項参照）。その場合に親養子入養を認容する場合は、同意権者や承諾権者を尋問しなければならない（908条の2第2項本文後段）。

(ii) 子の福利のために親養子入養をするのが適切でないときは、家庭法院が請求を棄却できる点（908条の2第3項）は⁵¹⁾、改正前の908条の2第2項と同様である。

③ 家庭法院の手続

家庭法院は、親養子入養の審判をするときは、親養子になる者が13歳以上の場合には親養子になる者、養父母になる者、親養子になる者の親生父母、その他の関係者の意見を聞く義務がある（家訴法規則62条の3第1項）。その場合に、親養子になる者の親生父母が死亡その他の事由で意見を聞けない場合は、最近親の直系尊属の意見を聞かなければならない（同法同条2項）。

(3) 罷養（離縁）制度の改正

① 協議上の罷養

(i) 改正前の898条は、「養親子は協議によって罷養することができる」としていたが、改正法は、それに加えて「ただし、養子が未成年者又は被成年後見人の場合にはその限りでない」とし、養子が未成年者又は被成年後見人の場合の協議上の罷養を認めないことにした。

51) 「親養子入養に関して、外孫子を親養子に入養しようとする主たる動機が外孫子の福利でなく生母の再婚を容易にしようとするなどの理由で親養子入養を不許可にしたのは妥当」（大法院2010.12.24.チャ2010ス151決定）（尹眞秀ほか・前掲注10）203頁注14）参照）。

(ii) 2011.3.7民法改正法は、902条の題目を「被成年後見人の協議上の罷養」と改正し、養親若しくは養子が被成年後見人の場合には成年後見人の同意を得て協議できるとしていたが、改正法898条が、養子が被成年後見人の場合は協議上の罷養ができないと定めた関係から、改正法902条を養父母が被成年後見人に限って成年後見人の同意を得て協議上の罷養ができるとする改正を行った。

② 裁判上の罷養請求権者と罷養原因

(i) 裁判上の罷養請求権者は、養子が13歳未満の場合は入養を承諾した者であるが、罷養請求権者がいない場合は、養子の親族や利害関係人が家庭法院の許可を得て請求できる(906条1項)。また、養子が13歳以上の未成年者の場合は入養を同意した父母の同意を得て本人が請求するが、父母が死亡したかその他の事由で同意できない場合には同意が無くても請求が可能である(906条2項)。

(ii) 養父母若しくは養子が被成年後見人の場合には、成年後見人の同意を得て罷養請求し、検事は未成年者や被成年後見人の養子のために罷養請求ができる(906条3項4項)。

(iii) 裁判上の罷養原因は、改正前の905条1号が家のための養子という観念に基づく条文なので、それを削除し、改正前の同条2号3号が直系尊属による不当な待遇、直系尊属に対する不当な待遇を原因に規定していたのでそれらも削除し、各号を整備した(905条各号)。

(4) 重婚の取消請求権者の改正

すでに述べたように、2010年7月29日憲法裁判所は重婚取消請求権者に直系卑属を除外している点について憲法不合法決定を下した⁵²⁾。そこで、818条の重婚の取消請求権者の「直系尊属」を「直系血族」に改正した。

(5) 夫婦間の契約取消条項の削除

改正前の「第828条(夫婦間の契約の取消) 夫婦間の契約は、婚姻中いつでも夫

52) 憲法裁判所2010.7.29.宣告2009憲カ8憲法不合法決定。「本件法律条項が合理的な理由もなく直系尊属と4寸以内の傍系血族には重婚の取消請求権を付与し、直系卑属には重婚の取消請求権を付与しないとするのは、平等の原則に違反する」としたが、「憲法に合致しない立法改善時まで暫定的に適用するのが正しいと考えるので、立法者はできるだけ早く、遅くとも2011.12.31までは新立法をして本件法律条項の違憲の状態を除去すべきが相当である。」として憲法不合法決定を下した。

(判例は憲法裁判所 HP <http://www.ccourt.go.kr/> より入手)

婦の一方がこれを取消することができる。但し、第三者の権利を害することはできない。」を全文削除した。夫婦間の契約であっても何らの理由なく取消できるとするのは合理的根拠が無いとの理由からである。

(6) その他の改正

- (i) 協議上の離婚に関する財産分割保全請求権のための詐害行為取消権の規定（839条の3）を裁判上の離婚に準用していなかったため、843条を改正して839条の3を準用とする改正を行った。
- (ii) 親権喪失宣告の請求権者には「検事」を含めているが（924条）、親権者の代理権、管理権喪失宣告の請求権者（925条）に「検事」を含めていない。含めない別段の理由がないので、同条に「検事」を加える改正を行った。

4. 民法改正法施行に備えた家事訴訟法の改正

家訴法は、2013年4月5日法律第11725号として改正され同年7月1日施行され、さらに民法改正法施行後の同年7月30日法律第11949号としてさらに改正され即日施行された。

(1) 家庭法院の管掌事項の追加とその管轄

家庭法院の管掌事項を定める家訴法2条1項2号家事非訟事件「カ.ラ類事件」の目を大幅に追加し、同法規則2条1項も大幅に追加改正した。ラ類家事非訟事件の管轄は専属管轄である（同法44条）。入養、親養子入養又は罷養に関する事件は養子・親養子の住所地又は養子・親養子になる者の住所地の家庭法院が管轄し（同法44条4号）、未成年後見・成年後見・限定後見・特定後見及び任意後見に関する事件は各被後見人（被後見人になる者）の住所地の家庭法院が管轄し（同法44条1号の2）、親権に関する事件は原則として未成年者の子女の住所地の家庭法院の管轄とした（同法44条5号）。

(2) 家庭法院が囑託すべき審判等の内容

家庭法院は、大法院規則で定める判決又は審判が確定するか効力を発生した場合には、遅滞なく「家族関係登録事務を処理する者に家族関係登録簿に登録することを囑託するか後見登記事務を処理する者に後見登記簿に記録することを囑託しなければならない。」（家訴法9条）。家庭法院の法院事務官等が囑託する際の方式は、家

訴法 6 条が定める。

(i) 後見登記簿記録に嘱託すべき審判等とは、成年後見に関する審判（1号）、限定後見に関する審判（2号）、特定後見に関する審判（3号）、任意後見に関する審判（4号）、法62条による裁判（5号）であり、それら嘱託すべき審判等の細目を定めている（同法規則5条の2第1項）。

(ii) 家族関係登記簿記録に嘱託すべき判決等とは、親権、法律行為代理権、財産管理権の喪失宣告の審判又はその失権回復宣告の審判（1号）、親権者の指定と変更の判決又は審判（2号）、未成年後見の終了及び親権者の指定の審判（2号の2）、親権者・未成年後見人の任務代行者選任の審判（2号の3）、未成年後見人・未成年後見監督人の選任、変更又は辞任の許可の審判（3号）、家訴法62条の規定によって親権者の親権等の全部又は一部の行使を停止するか未成年後見人・未成年後見監督人の業務遂行を停止する裁判とその代行者を選任する裁判（4号）である（同法規則5条1項）。

5. 法定後見・後見契約等、親権・未成年後見等に係る審判等の公示

家庭法院による法定後見（成年後見・限定後見・特定後見）や後見契約（任意後見）に係る審判等や親権及び未成年後見に係る審判等の内容は、本人と利害関係のある者や本人と取引する第三者にとっては必要不可欠な情報である。ここでは、それらの内容を公示する後見登記法と家族関係登録法を瞥見する。

(1) 「登記事項証明書」による法定後見・後見契約等に係る審判等の公示

後見登記法は、2011.3.7民法改正法の成立を受けて、2013年4月5日法律第11732号として制定公布され、同年7月1日施行された⁵³⁾。

① 嘱託又は申請による後見登記簿の作成とその記録事項

(i) 後見登記簿は、電算情報処理組織により入力・処理した電算情報資料を被成年後見人等⁵⁴⁾又は後見契約の本人の個人別に区分して作成される（同法11条）。

(ii) 後見登記事務は、事件本人の住所地を管轄する家庭法院が処理するが、法院の審判による後見登記事務はその事件の第1審の家庭法院で処理する（同法4条、同

53) 後見登記法を紹介したものに、田中佑季ほか「韓国における「後見登記に関する法律」解説」戸籍時報703号（2013.10）43頁。

54) 「被成年後見人等」とは、「被成年後見人、被限定後見人又は被特定後見人」いう（同法2条3号）。

法規則9条)。

(iii) 後見登記は、法律に別段の定めがある場合を除いては嘱託又は申請がなければならず、成年後見、限定後見又は特定後見に関する登記は成年後見人等⁵⁵⁾が申請し、後見契約に関する登記は任意後見人が申請する（同法20条1項2項）。また、成年後見人等又は任意後見人は、同法25条1項各号や同法26条1項各号の事項が変更されたことを知ったとき又は一定の事由で成年後見等又は後見契約が終了したときは、それら登記が嘱託によって登記がなされた場合を除いて、それらを知った日から3か月以内に変更登記又は終了登記を申請しなければならない（同法28条1項、29条1項）。

(iv) 成年後見等⁵⁶⁾に関する記録事項は、同法25条1項に列挙されている。

共通事項は、後見の終了、審判をした家庭法院、事件の表示及び確定日（1号）、被成年後見人等、成年後見人等の人的事項（2号・3号）で、成年後見監督人等⁵⁷⁾が選任された場合にはその人的事項（4号）である。特定事項として、5号は家庭法院が成年後見に関連して定めた事項の細目、6号は家庭法院が限定後見に関連して定めた事項の細目、7号は家庭法院が特定後見と関連して定めた事項の細目、8号は家庭法院が数名の成年後見人等又は成年後見監督人等が共同で又は事務を分掌してその権限を行使するように定めた場合にはその旨、9号は成年後見等が終了した場合にはその事由と年月日、その他大法院規則で定める事項（同法規則50条）、である。

(v) 後見契約に関する記録事項は、同法26条1項に列挙されている。

後見契約に関して校正証書を作成した公証人の姓名、所属、その証書の番号及び作成年月日（1号）、後見契約の本人と任意後見人の人的事項（2号・3号）、後見契約の本人の財産管理及び身上保護に関して任意後見人の権限の範囲を定めた場合には、その範囲（4号）、任意後見監督人が選任された場合には、その人的事項と審判をした家庭法院、事件の表示、裁判確定日（5号）、数人の任意後見人又は任意後見監督人の事務の分掌に関する事項（6号）、後見契約が終了した場合にはその事由及び年月日（7号）、その他大法院規則で定める事項（同法規則50条）、である。

(vi) 法62条による事前処分⁵⁸⁾の記録事項（同法27条）として、同法規則51条1項は職

55) 「成年後見人等」とは、「成年後見人、限定後見人又は特定後見人」いう（同法15条1項3号）。

56) 「成年後見等」とは、「成年後見、限定後見又は特定後見」いう（同法20条2項）。

57) 「成年後見監督人等」とは、「成年後見監督人、限定後見監督人又は特定後見監督人」をいう（同法15条1項4号）。

務執行停止及び職務代行者選任に関する事前処分の記録事項を列挙し、同条2項では臨時後見人選任に関する事前処分の記録事項を列挙している。

② 「登記事項証明書」による記録事項の公示

(i) 登記簿に記録されている事項は「登記事項証明書」によって公示される(同法16条1項)。「登記事項証明書」の種類は、① 登記事項証明書(抹消及び閉鎖事項を含む)、② 登記事項証明書(抹消事項を含む)、③ 登記事項証明書(現在有効事項)、④ 登記事項証明書(後見別)、⑤ 登記事項証明書(事前処分)⁵⁸⁾、⑥ 登記事項証明書(退任前事項)、⑦ 登記事項不存在証明書⁵⁹⁾、の7種類である(同法規則33条)。

(ii) ①②③④⑥の発給請求権者は、被成年後見人等・後見契約の本人、それらの者の配偶者又は4寸以内の親族等である(同法15条、同法規則31条)。⑤の事前処分のある「登記事項証明書」の発給請求権者は、上に述べた者に一定の者を加えた者が発給請求権者である(同法規則32条)。また、⑦の登記事項不存在証明書の発給請求権者は、被成年後見人等又は後見契約の本人である(同法規則第31条1項)。なお、発給請求権者は特別な事由がある場合には、登記申請書等の閲覧も可能である(同法17条)。

(iii) 登記事項証明書の発給請求は、管轄家庭法院でない家庭法院に対しても可能であり(同法15条5項)、電子文書等で作成された登記申請書等も同様である(同法規則31条7項)。

(2) 家族関係登録簿の「証明書」による親権・未成年後見等に係る審判等の公示

家族関係登録法改正法は、民法改正法施行後の2013年7月30日法律第11950号として公布され、即日施行された⁶⁰⁾⁶¹⁾。

58) 「登記事項証明書(事前処分)」とは、規則51条第2項による事前処分に関する後見登記事項を証明する書面をいう(2013.6.7大法院登記例規第1497号「後見登記事項証明書等の発給・閲覧に関する業務処理指針」2条5項)。

59) 「登記事項不存在証明書」とは、成年後見・限定後見・特定後見・任意後見・事前処分のいずれか一又は二つ以上の後見事項簿中の申請人が請求した部分に対して現在効力がある登記された事項がない事実を証明する書面をいう(前掲注58)例規2条7項)。

60) 家族関係登録法については、拙稿「韓国の新しい身分登録法——「家族関係の登録等に関する法律」」ジュリスト1340号(2007.9.1)86頁、拙稿「資料 韓国の新しい身分登録法「家族関係の登録等に関する法律」立命館法学313号(2007年3号)268頁、申榮鎬ほか『韓国家族関係登録法』(日本加除出版、2009年)などを参照。また最近では、文興安「韓国における身分登録制度の改変と課題」アジア家族法会議編『戸籍と身分登録』

① 家族関係登録簿の記録事項

(i) 家族関係登録簿は、電算情報処理組織により入力・処理した家族関係登録事項に関する電算情報資料を登録基準地に従い個人別に区分して作成され（同法9条1項）、家族関係登録簿には、登録基準地、姓名・本・性別・出生年月日及び住民登録番号、出生・婚姻・死亡等の家族関係の発生及び変動に関する事項、その他が記録される（同法9条2項）。

(ii) 登録事務は、申告等を受付若しくは受理した市・邑・面の長が処理し（同法4条）、申告場所は、申告事件本人の登録基準地又は申告人の住所地若しくは所在地である（同法20条1項）。

(iii) 申告すべき者が未成年者又は被成年後見人の場合には、親権者、未成年後見人又は成年後見人が原則として申告義務者であること（同法26条1項）、父母または他の者の同意・承諾が必要な場合や裁判又は官公署の許可があるときには、申告書にそれら書面の添付が義務付けられている（同法32条1項2項）。また、出生、認知、入養、罷養、親養子入養及び罷養、婚姻、離婚、親権及び未成年後見、死亡と失踪、国籍の得失と喪失、の各申告事件の申告人、申告期間、申告書の記載事項や添付書類が法定されている（第4章第2節から第11節）。

(iv) 今回の民法改正法に併せて、同法79条から83条の5で、親権者指定・変更や未成年後見開始、未成年後見人更迭、未成年後見終了、未成年後見監督開始、未成年後見監督人の更迭、遺言又は裁判による未成年後見監督人の選定、未成年後見監督の終了、に関する各申告事件の規定が改正又は新設された。それら申告期間は、概ね「1か月以内」である。

(v) 先に4. (2). (ii)で述べた家族関係登録簿に嘱託すべき親権・未成年後見等の判決等が家庭法院から嘱託されたときは、家族関係の登録等に関する規則40条の申告書類とみて当該未成年者の家族関係登録簿の一般登録事項欄に記録される⁶²⁾⁶³⁾。

↘制度」(日本加除出版, 2012年) 133頁。

61) 今回の民法改正法に備えた家族関係登録法改正法は、民法改正法が施行された7月1日から約1か月後の7月30日に公布され、同法は公布日に施行された。一方、2013年6月7日には民法改正法の施行を前に22件の家族関係登録例規が決裁されている（韓国大法院総合法律情報 HP <http://glaw.scourt.go.kr/wsjo/intesrch/sjo022.do>）。

62) 「家庭法院から親権・未成年後見等に関する記録嘱託がある場合の処理の一部改正例規」(2013.06.07家族関係登録例規第368号)は、「家庭法院が、家事訴訟法9条及び家事訴訟規則第5条又は「家庭保護審判規則」第46条により親権又は未成年後見、後見監督に関する事項(喪失・回復・一時停止・代行者選任等)の家族関係登録簿記録を嘱託した場合にはその嘱託書を「家族関係登録等に関する規則」第40条の申告書類とみて受

② 「証明書」による記録事項の公示

- (i) 発給される証明書は、家族関係証明書、基本証明書、婚姻関係証明書、入養関係証明書、親養子入養関係証明書の5種類であるが(同法15条)、親権や未成年後見等に関する記録は、当該未成年者の基本証明書に公示される⁶⁴⁾。
- (ii) 証明書の交付請求権者は、本人又は配偶者、直系血族、兄弟姉妹であるが、本人等以外の者が交付請求するときは、本人等から委任を受けなければならない(同法14条1項本文)。また、本人等でない者の交付請求権者も列挙されている(同法14条1項ただし書き各号、同法規則19条2項)。ただし、親養子入養関係証明書の交付請求権者は、限定されている(同法14条2項)。
- (iii) 証明書の交付請求は全国の市・邑・面の事務所で可能であり、インターネットや無人証明書発給機でも可能であるが、請求権者は特定されている(同法14条の2、14条の3)。

お わ り に

今回の民法改正は、後見・親権・入養等に関わる大幅な改正であり、従前に比して国家が家族生活に後見的に介入する要素が飛躍的に拡大した。その点は、家庭法院の管掌事項の大幅な追加改正をみれば明らかである。それは、核家族化と少子超高齢化の進行、家族関係の複雑化とが折り重なる韓国の現実に呼応した家族法側からの返答とみられよう。

しかしながら、多くの問題点を抱えながらの船出であることも間違いない。例えば、成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見監督人、未成年後見人等に選任される者の人材育成の問題⁶⁵⁾、誰が成年後見人等・成年後見監督人等でありその代

、付し処理し当該未成年者の家族関係登録簿の一般登録事項欄に記録しなければならない」とする。

63) 「一般登録事項」とは「出生から死亡に至るまで法と本規則に従い本人の登録簿に記録する家族関係登録簿事項・特定登録事項以外の全ての身分変動に関する記録事項をいう」(同規則2条5号)。

64) 法院行政処『家族関係登録実務資料集(記載編)』(2007.12)137頁以下参照。

65) 金相踏「성년후견법안의문제점(成年後見法案の問題点)」(同『家族法研究Ⅲ』(ソウル法文社、2010年)340頁以下)は、2011.3.7民法改正法前の政府案について、家庭法院が最初から成年後見人として適合する者を選任する点について「親族中から後見人を選任するのに適当な者がいないときには、現実的に法院の立場から後見人を選任する者を捜すのは不可能に近い」「法人が後見人になるにしても、……例えば後見を専門とする」

理権の範囲等はどうのように決定されているのか、また、誰が未成年者の親権者、未成年後見人、親権任務代行者であるのか、それらの迅速な公示も不可避である。いづれにしても、2013年7月1日施行の家族法の円滑な実施と今後の運用を注意深く見守りたい⁶⁶⁾⁶⁷⁾。

※ 校正の段階で、朴仁煥「韓国新成年後見制度の構造と特徴(1)」民事研修680号(2013.12)に接した。同論考2頁注1)によれば、2013年11月11日現在の成年後見請求件数503件、限定後見請求件数77件、特定後見請求件数18件、とのことである。

ㄨ 法人が設立されてもその究極的な目的が営利追求にあるので財産がない被後見人は最初から保護から除く」のではないかと指摘し「専門国家機関を後見人として選任し、その機関の従事者が実際に後見人の任務を遂行する制度」を要望していた。金疇洙ほか・前掲注11) 447頁も参照。

66) 民法改正法施行日の2013年7月1日ソウル家庭法院2件、仁川地方法院1件、清州地方法院3件、清州地方法院清州支院2件に後見開始審判請求が行われ、請求人は、発達障害者本人1件、地方自治団体の長4件、障害者の父母3件との報道(2013.7.1報道資料「成年後見開始初日、家庭法院に発達障害者後見審判請求」韓国保健福祉部 HP http://www.mw.go.kr/front_new/index.jsp より入手)。また、新制度施行後の法定後見の初のケースは特定後見類型とのことである(朴仁煥・前掲注1) 96頁)。

67) 全国の家法院では、弁護士会、法務士会(韓国成年後見支援本部)、社会福祉士の専門家団体から後見人と後見監督人の候補推薦を受け名单を作成している(イナムチョル2013.6.27電子版「法律新聞」<http://www.lawtimes.co.kr/>)。韓国成年後見支援本部と日本の(社)成年後見リーガルサポートとの交流は、鄭・前掲注1) 149頁参照。

資料4-1 韓国「後見登記に関する法律」(抄) (2013年4月5日法律第11732号制定)

<p>第1章 総則</p>
<p>第1条(目的) 本法は「民法」で規定する成年後見, 限定後見, 特定後見及び後見契約の登記に関する事項を規定することを目的とする。</p>
<p>第2条(定義) 本法で使用する用語の意味は, 次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「後見登記簿」とは, 電算情報処理組織によって入力・処理された次の各目の登記(以下「後見登記」という)に関する情報資料を大法院規則で定めるところにより編製したものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> カ. 成年後見に関する登記 ナ. 限定後見に関する登記 タ. 特定後見に関する登記 ラ. 後見契約に関する登記 2. 「後見登記簿副本資料」とは後見登記簿と同様の内容で補助記憶装置に記録された資料をいう。 3. 「後見登記記録」とは, ある者の被成年後見人, 被限定後見人, 被特定後見人(以下「被成年後見人等」という)又は後見契約の委任者(以下「後見契約の本人」という)に関する登記情報資料をいう。 4. 「後見登記官」とは, 後見登記事務を処理する者で, 家庭法院に勤務する法院書記官, 法院事務官, 法院主査又は法院主査補の中から家庭法院長が指定する者をいう。
<p>第3条(登記申請の受付時期及び効力発生時期) ① 登記申請は, 大法院規則で定める登記申請情報が電算情報処理組織に貯蔵されたとき受付されたものとみなす。その場合受付番号はその貯蔵された順序に従い付与される。</p> <p>② 後見登記官が登記を終えた場合, その登記は受付の時から効力を発生する。</p>
<p>第2章 管轄法院と後見登記官</p>
<p>第4条(後見登記の管轄) 後見登記事務は, 大法院規則で定める家庭法院で担当する。</p>
<p>第5条(管轄の委任) 大法院長は, 天災地変, 火災による消失, その他それに準ずる事由がある場合, ある家庭法院で管轄に属する事務を他の家庭法院に委任させることができる。</p>
<p>第6条(管轄の変更) 後見登記事務の管轄法院が他の法院に変えられたときには, 従前の管轄法院は電算情報処理組織を利用してその被成年後見人等又は後見契約の本人に関する後見登記記録の処理権限を他の法院に引き渡す措置をしなければならない。</p>

<p>第7条(後見登記事務の停止) 大法院長は、天災地変、火災による消失、その他それに準ずる事由で家庭法院で後見登記事務を停止しなければならない事由が発生すれば、期間を定めて後見登記事務の停止を命令することができる。</p>
<p>第8条(後見登記事務の処理) ① 後見登記事務は、管轄家庭法院に勤務する後見登記官が処理する。</p> <p>② 後見登記官は、後見登記事務を電算情報処理組織を利用して後見登記簿に登記事項を記録する方式で処理しなければならない。</p> <p>③ 後見登記官が電算情報処理組織によって後見登記事務を処理したときには、大法院規則で定めるところにより、後見登記官の識別符号を記録するなど後見登記事務を処理した後見登記官を確認できる措置をしなければならない。</p> <p>④ 後見登記官、後見登記簿等を管理する者又はその職にあった者は、正当な理由なくその職務遂行中に知りえた後見登記に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>⑤ 後見登記官は、受付番号の順序に従い登記をしなければならない。</p>
<p>第9条(後見登記官の業務処理の権限) (略)</p>
<p>第10条(財政保証) 法院行政処長は、後見登記官の財政保証に関する事項を定めて運用することができる。</p>
<p>第3章 後見登記簿等</p>
<p>第11条(後見登記簿) ① 後見登記簿は、電算情報処理組織によって入力・処理した電算情報資料を被成年後見人等又は後見契約の本人の個人別に区分して作成する。</p> <p>② 後見登記簿は、永久に保存しなければならない。</p> <p>③～④ (略)</p>
<p>第12条～第14条 (略)</p>
<p>第15条(登記事項証明書の発給等) ① 次の各号に規定された者は、後見登記官に使用目的を指定して後見登記簿に記録されている事項の全部又は一部を証明する書面（記録がない場合にはその旨を証明する書面を含め、以下「登記事項証明書」という）の発給を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被成年後見人等又は後見契約の本人 2. 第1号に規定された者の配偶者又は4寸以内の親族（以下「配偶者等」という） 3. 成年後見人、限定後見人又は特定後見人（以下「成年後見人等」という） 4. 成年後見監督人、限定後見監督人又は特定後見監督人（以下「成年後見監督人等」という）

<ul style="list-style-type: none"> 5. 任意後見人, 任意後見監督人, 未成年後見人又は未成年後見監督人 6. 第 3 号から第 5 号までの規定による各職から退任した者 (自己と関連した記録事項に限定する) 7. 遺言執行者, 相続財産管理人等第 1 号に規定された者の「民法」上の法定代理人 8. 国家又は地方自治団体 (その職務遂行のために必要な場合に限定する) 9. 訴訟・非訟事件・民事執行の各手続で登記事項証明書を提出する必要がある者 (法院の補正命令書, 事実照会書等の登記事項証明書を提出せよとの旨の法院の文書がある場合に限定する) 10. 他の法令の規定により登記事項証明書を提出する必要がある者 11. その他大法院規則で定める正当な利害関係がある者 <ul style="list-style-type: none"> ② 第27条による事前処分に関する登記事項証明書に対する発給請求権者は, 大法院規則で定める。 ③ 後見登記官は, 第 1 項及び第 2 項の請求が後見登記簿に記録された者に対する私生活の秘密を侵害するなど不当な目的によることが明らかと認めるときには登記事項証明書の発給を拒否することができる。 ④ 登記事項証明書を受給したか受理した者は, それを使用目的外の用途で使用してはならない。 ⑤ 登記事項証明書の発給請求は, 管轄家庭法院でない家庭法院に対してもすることができる。
<p>第16条(登記事項証明書の記載事項) ① 登記事項証明書には, 第25条から第27条までの規定で定める事項を記載する。</p> <p>② 登記事項証明書の種類と具体的な記載事項は, 大法院規則で定める。</p>
<p>第17条(登記申請書等の閲覧) 登記事項証明書の発給を請求できる者は特別な事由がある場合, 大法院規則で定めるところに従い登記申請書等の閲覧を請求することができる。</p>
<p>第18条(手数料) 登記事項証明書の発給又は登記申請書等の閲覧を請求する者は, 大法院規則で定める手数料を支払わなければならない。</p>
<p>第19条(後見登記記録の閉鎖) ① 後見登記官は終了登記を終えたとき又はその他大法院規則で定める事由が発生したときには, その当該部分の後見登記記録を閉鎖し, 法令による規定がある場合を除いては, それを補助記憶装置に別に記録して保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 閉鎖した後見登記記録は永久に保存しなければならない。 ③ 閉鎖した後見登記記録に関しては第15条から第18条までの規定を準用する。
<p>第 4 章 登記手続及び後見登記簿の記録事項</p>

第20条(嘱託又は申請による登記) ① 後見登記は、法律に別段の規定がある場合を除いて嘱託又は申請がなければしてはならない。

② 本法又は他の法律に別段の規定がある場合を除いては、成年後見、限定後見又は特定後見（以下「成年後見等」という）に関する登記は、成年後見人等が申請し、後見契約に関する登記は任意後見人が申請する。

③ 嘱託による登記手続に関しては、法律による規定がある場合を除いては申請による登記に関する規定を準用する。

第21条(登記申請の方法) ① 登記の申請は、大法院規則で定めるところに従い書面又は電算情報処理組織を利用した電子文書で行うことができる。

② 申請人が提供しなければならない申請情報及び添付情報は、大法院規則で定める。

第22条～第24条（略）

第25条(成年後見等に関する記録事項) ① 成年後見等に関しては、次の事項を記録する。

1. 後見の終了、審判をした家庭法院、事件の表示及び裁判の確定日
2. 被成年後見人等の姓名、性別、出生年月日、住民登録番号及び登録基準地（外国人の場合には、住民登録番号及び登録基準地に代えて国籍及び外国人登録番号を記録する）
3. 成年後見人等の姓名、住民登録番号及び住所又は事務所（法人の場合には、名称、法人登録番号及び主たる事務所を記録し、外国人の場合には住民登録番号に代えて国籍及び外国人登録番号を記録する）
4. 成年後見監督人等が選任された場合には、その姓名、住民登録番号及び住所又は事務所（法人の場合には、名称、法人登録番号及び主たる事務所を記録し、外国人の場合には住民登録番号に代えて国籍及び外国人登録番号を記録する）
5. 家庭法院が成年後見と関連して定めた次の各目の事項
 - カ. 取消できない被成年後見人の法律行為の範囲を定めた場合にはその範囲、その範囲を変更した場合にはその変更された範囲
 - ナ. 成年後見人の法定代理権の範囲を定めた場合にはその範囲、その範囲を変更した場合にはその変更された範囲
 - タ. 成年後見人が被成年後見人の身上に関して決定できる権限の範囲を定めた場合にはその範囲、その範囲を変更した場合にはその変更された範囲
6. 家庭法院が限定後見と関連して定めた次の各目の事項
 - カ. 限定後見人の同意を得なければならない行為の範囲を定めた場合にはその行為の範囲、その範囲を変更した場合にはその変更された範囲
 - ナ. 限定後見人に代理権を授与した場合にはその代理権の範囲、その範囲

を変更した場合にはその変更された範囲

- タ. 限定後見人が被限定後見人の身上に関して決定できる権限の範囲を定めた場合にはその範囲, その範囲を変更した場合にはその変更された範囲
7. 家庭法院が特定後見と関連して定めた次の各目の事項
- カ. 特定後見の期間又は事務の範囲
- ナ. 被特定後見人の支援のために必要な処分を命じた場合にはその内容
- タ. 特定後見人に代理権を授与する審判をした場合にはその期間や範囲
- ラ. 特定後見人の代理権行使に家庭法院や特定後見監督人の同意を受けるように命じた場合にはその内容
8. 家庭法院が数名の成年後見人等又は成年後見監督人等が共同で又は事務を分掌してその権限を行使するように定めた場合にはその旨
9. 成年後見等が終了した場合にはその事由及び年月日
10. その他大法院規則で定めた事項
- ② 後見登記官は第1項第5号から第8号までの記録事項があるときには, 目録を作成しなければならない。
- ③ 第2項の目録は後見登記記録の一部とみなす。

第26条(後見契約に関する記録事項) ① 後見契約に関しては次の事項を記録する。

1. 後見契約と関連して公正証書を作成した公証人の姓名, 所属, その証書の番号及び作成年月日
2. 後見契約の本人の姓名, 性別, 生年月日, 住民登録番号及び登録基準地(外国人の場合には, 住民登録番号及び登録基準地に代えて国籍及び外国人登録番号を記録する)
3. 任意後見人の姓名, 住民登録番号及び住所又は事務所(法人の場合には, 名称, 法人登録番号及び主たる事務所を記録し, 外国人の場合には住民登録番号に代えて国籍及び外国人登録番号を記録する)
4. 後見契約の本人の財産管理及び身上保護に関して任意後見人の権限の範囲を定めた場合には, その範囲
5. 任意後見監督人が選任された場合には, その姓名, 住民登録番号及び住所又は事務所(法人の場合には, 名称, 法人登録番号及び主たる事務所を記録し, 外国人の場合には住民登録番号に代えて国籍及び外国人登録番号を記録する)及び審判をした家庭法院, 事件の表示, 裁判の確定日
6. 数人の任意後見人又は任意後見監督人が共同で又は事務を分掌して権限を行使するように定めた場合にはその旨
7. 後見契約が終了した場合にはその事由及び年月日
8. その他大法院規則で定めた事項
- ② 後見登記官は, 第1項第4号及び第6号の記録事項があるときには目録を作成しなければならない。

<p>③ 第2項の目録は後見登記記録の一部とみなす。</p>
<p>第27条(事前処分に関する記録事項) 成年後見等又は後見契約に関して「家事訴訟法」第62条による事前処分がある場合には、大法院規則で定めるところに従いそれに関する事項を記録する。</p>
<p>第28条(変更登記の申請) ① 成年後見人等又は任意後見人は、第25条第1項各号又は第26条第1項各号で定めた事項が変更されたことを知ったときには、それを知った日から3か月以内に変更登記を申請しなければならない。ただし、嘱託によって登記がなされている場合にはその限りでない。</p> <p>② 被成年後見人等又は後見契約の本人、配偶者等、成年後見監督人等又は任意後見監督人は、第1項の変更登記を申請することができる。</p> <p>③ 第27条による事前処分に関する記録事項の変更登記手続は、大法院規則で定める。</p>
<p>第29条(終了登記の申請) ① 成年後見人等又は任意後見人は、被成年後見人等又は後見契約の本人の死亡若しくはその他の事由で成年後見等又は後見契約が終了したことを知ったときには、それを知った日から3か月以内に終了登記を申請しなければならない。ただし、嘱託によって登記がなされている場合にはその限りでない。</p> <p>② 被成年後見人等又は後見契約の本人、配偶者等、成年後見監督人等又は任意後見監督人は、第1項の終了登記を申請することができる。</p> <p>③ 第27条により事前処分に関して記録がされている場合の終了登記の手続は、大法院規則で定める。</p>
<p>第30条(登記の更正) ① 第28条第1項及び第2項に規定された者又は登記を嘱託した者は、登記に錯誤があるか遺漏した部分があるときには、その登記の更正を申請又は嘱託することができる。</p> <p>② 後見登記官は、登記を終えた後にその登記に錯誤があるか遺漏した部分があることを発見した場合には、遅滞なく登記を申請した者又は嘱託した者に知らさなければならない。ただし、第4項の場合にはその限りでない。</p> <p>③ 第2項による通知にも拘わらず更正登記を申請する者がなく、登記に錯誤若しくは遺漏部分があることが登記申請書等に照らして明白な場合には、後見登記官が職権でそれを更正し、登記を申請した者又は嘱託した者にその旨を知らせなければならない。</p> <p>④ 後見登記官が、登記の錯誤や遺漏した部分が後見登記官の誤りによるものであることを発見した場合には、遅滞なくその登記を職権で更正し、登記を申請した者又は嘱託した者にその旨を知らせなければならない。</p>
<p>第31条(登記の抹消) (略)</p>
<p>第5章 異議 (略)</p>

第 6 章 補則
第41条～第44条 (略)
第45条(大法院規則による委任) 本法の施行に必要な事項は大法院規則で定める。
附則(2013年 4 月 5 日法律第11732号) 本法は2013年 7 月 1 日から施行する。

資料4-2 韓国「後見登記に関する規則」(抄)

(2013年 6 月 5 日大法院規則第2469号制定)

第 1 章 総則
第 1 条(目的) 本規則は、「後見登記に関する法律」(以下「法」という)で委任した事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。
第 2 条(定義) 本規則で使用する用語の意味は次の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「特定事項」とは被成年後見人等(被成年後見人, 被限定後見人, 被特定後見人をいう。以下同じ), 後見契約の本人(後見契約の委任者をいう。以下, 同じ)又は事前処分の本人(臨時後見人から成年後見, 限定後見, 特定後見を受けるべき者をいう。以下, 同じ)の姓名, 性別, 出生年月日, 住民登録番号(住民登録番号がない在外国民の場合には国内居所申告番号をいう。以下, 同じ)及び登録基準地に関する記録事項をいう。ただし, 被成年後見人等・後見契約の本人・事前処分の本人(以下, 「事件本人」という)が外国人である場合には姓名, 性別, 出生年月日, 外国人登録番号(外国人登録をしない外国国籍同胞の場合には, 国内居所申告番号をいう。以下同じ)及び国籍に関する記録事項をいう。 2. 「後見事項」とは, 特定事項及び特定事項の変更・決定に関する事項の外の後見に関する全ての記録事項をいう。
第 3 条(付記でする登記) 後見登記官は次の各号の登記をするときには付記でしなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第51条第 1 項による職務執行停止及びその職務代行者選任に関する事前処分の登記 2. 第56条第 1 項による特定事項を変更するか決定した登記事項に対する決定登記と後見事項の変更や決定の登記 3. 第59条第 3 項ただし書きによる抹消回復登記 4. 法第38条による処分前付記登記の命令
第 4 条(付記登記の番号記録) 後見登記官が付記登記をするときには, その付記

<p>登記がいずれの登記に基づくものか知ることができるように主登記又は付記登記の事件番号に枝番号を付さなければならない。</p>
<p>第5条(登記申請の受付時期) ① 法第3条第1項の「登記申請情報」とは事件本人の姓名、住民登録番号及び登録基準地と登記の目的に関する情報をいう。</p> <p>② 第1項の情報が電算情報処理組織に貯蔵されたとき登記申請が受け付けられたものとみなす。</p>
<p>第6条～第7条 (略)</p>
<p>第8条(文書の様式) 法及び本規則の施行に必要な文書の様式は大法院例規で定める。</p>
<p>第2章 管轄法院と後見登記官</p>
<p>第9条(管轄法院) ① 後見登記事務は事件本人の住所地を管轄する家庭法院で処理する。ただし、事件本人の住所が大韓民国にないかその住所を知ることができないときには居所地を管轄する家庭法院が処理し、居所がないか居所を知ることができないときには最後の住所地を管轄する家庭法院で処理する。</p> <p>② 第1項にもかわらず法院の審判による後見登記事務はその事件の第1審家庭法院で処理する。</p> <p>③ 事件本人の最後の住所が大韓民国にないかその住所を知ることができないときには大法院所在地を管轄する家庭法院で処理する。</p>
<p>第10条～第13条 (略)</p>
<p>第3章 後見登記簿等</p>
<p>第1節 後見登記簿及び登記申請書等</p>
<p>第14条～第15条 (略)</p>
<p>第16条(登記固有番号等) ① 後見登記記録を作成するときには事件本人毎に登記固有番号を付してそれを登記記録に記録しなければならない。</p> <p>② 成年後見開始・限定後見開始・特定後見・臨時後見人選任による事前処分 の審判と後見契約毎にそれぞれ登記一連番号を付してそれを登記記録に記録 しなければならない。</p>
<p>第17条(後見登記記録の様式) ① 後見登記記録には事件本人簿と後見事項簿を置く。</p> <p>② 事件本人簿には事件本人に関する事項を記録する。</p> <p>③ 後見事項簿には後見開始及び終了に関する事項、後見人に関する事項、後見監督人に関する事項を記録する。</p> <p>④ 後見登記記録は別紙様式による。</p>

第18条～第24条 (略)
第 2 節 後見登記に関する帳簿 (略)
第 3 節 登記事項の証明と登記申請書等の閲覧
<p>第31条(登記事項証明書等の申請) ① 登記事項不存在証明書の発給請求においては、申請対象者を法第15条第1項第1号の者とする。</p> <p>② 法第15条第1項及び第17条により登記事項証明書を受給するか登記申請書等を閲覧しようとする者は、登記事項証明書の使用目的又は閲覧する特別な事由を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、登記申請書等は利害関係がある部分だけを閲覧できる。</p> <p>③ 法第15条第1項第11号の「正当な利害関係がある者」とは、次の各号のいずれか一に該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第15条第1項第1号、第3号から第6号までに規定された者の相続人又は包括承継人で事件本人の過去のある時点の行為能力や被相続人の権限等の確認のために登記事項証明書の発給が必要な者 2. その他公益目的上合理的な理由がある場合で大法院例規が定める者 <p>④ 第2項の申請書には大法院例規が特別に規定している場合を除いて、事件本人の姓名と住民登録番号を記載しなければならない。次の各号に該当する書類を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第15条第1項第2号及び第7号の場合には、それを疎明する家族関係登録事項証明書等 2. 法第15条第1項第8号の場合には、その根拠法令と事由を記載した申請機関の公文及び関係公務員の身分証明書 3. 法第15条第1項第9号の場合には、法院の補正命令書、事実照会書、嘱託書等それを疎明する資料 4. 法第15条第1項第10号の場合には、それを疎明する資料及び関係法令による正当な権限のある者であることを確認できる身分証明書 5. 法第15条第1項第11号の場合には、その根拠と事由を記載した申請書及び正当な利害関係を疎明する資料と申請人の身分証明書 <p>⑤ 第1項から第4項までに関して必要な事項は大法院例規で定める。</p> <p>⑥ 代理人が登記事項証明書の発給や登記申請書等の閲覧を申請するときには、申請書にその権限を証明する書面と委任者の住民登録証・運転免許証・旅券・外国人登録証・国内居所申告証等の身分証明書の写しを添付しなければならない。</p> <p>⑦ 電子文書で作成された登記申請書等の閲覧申請は管轄する家庭法院でない他の家庭法院でも行うことができる。</p>
<p>第32条(事前処分のある場合の登記事項証明書等の発給) ① 法第15条第2項による事前処分のある場合には、法第15条第1項の規定された者と次の各号に</p>

規定された者が登記事項証明書の発給を請求できる。

1. 事前処分の本人又は配偶者等（配偶者又は4寸以内の親族をいう。以下、同じ）
2. 成年後見人等（成年後見人、限定後見人又は特定後見人をいう。以下、同じ）・成年後見監督人等（成年後見監督人、限定後見監督人又は特定後見監督人をいう。以下、同じ）・任意後見人・任意後見監督人の職務代行者
3. 臨時後見人
4. 第2号、第3号の各職から退任した者（自己と関連する記録事項に限定する）
5. 事前処分の本人や第2号から第4号までに規定された者の相続人又は包括承継人で事前処分の本人と過去のある時点の権限や被相続人の権限等の確認のために登記事項証明書の発給が必要な者

第33条（登記事項証明書の種類） 登記事項証明書の種類は、次の各号とする。

1. 登記事項証明書（抹消及び閉鎖事項を含む）
2. 登記事項証明書（抹消事項含む）
3. 登記事項証明書（現在有効事項）
4. 登記事項証明書（後見別）
5. 登記事項証明書（事前処分）
6. 登記事項証明書（退任前事項）
7. 登記事項不存在証明書

第34条～第39条（略）

第4章 登記手続及び後見登記簿の記録事項

第40条（申請情報） ① 登記を申請する場合には、次の各号の事項を申請情報の内容として家庭法院に提供しなければならない。

1. 事件本人の姓名、性別、出生年月日、住民登録番号、登録基準地及び住所（外国人の場合には住民登録番号及び登録基準地に代えて国籍及び外国人登録番号）
2. 申請人の姓名、住所及び住民登録番号（法人の場合には名称、法人登録番号及び主たる事務所、外国人の場合には住民登録番号に代えて国籍及び外国人登録番号）
3. 申請人が法人の場合にはその代表者の姓名と住所
4. 代理人によって登記を申請する場合にはその姓名と住所
5. 登記原因とその年月日
6. 登記の目的
7. 登記する事項
8. 管轄家庭法院の表示

<p>9. 申請年月日</p> <p>② 登記の申請は、1 件当たり一つの後見登記記録に関する申請情報を提供する方法でなければならない。ただし、登記目的と登記原因が同一かその他大法院例規で定める場合には同一管轄内にある数個の後見登記記録に関する申請情報を一括して提供する方法であることができる。</p>
<p>第41条(添付情報) ① 登記を申請する場合には、次の各号の情報をその申請情報とともに添付情報として管轄家庭法院に提供しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管轄家庭法院を証明する情報 2. 登記原因及び法第25条から第27条までの記録事項を証明する情報 3. 「民法」第959条の18第1項により後見契約の意思表示を撤回する場合には、公証人の認証を受けた書面とその意思表示が相手方に到達したことを証明する情報 4. 申請人が法人の場合には、その代表者の資格を証明する情報 5. 代理人によって登記を申請する場合には、その権限を証明する情報 <p>② 第1項及びその他法令により家庭法院に提供しなければならない添付情報の中の法院行政処長の指定する添付情報は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報共同利用を通して後見登記官が確認し申請人にはその提供を免除する。ただし、添付情報が個人情報を含んでいて利用にその情報主体の同意が必要な場合には、その同意があることを証明する情報を家庭法院に提供した場合に限ってその提供を免除する。</p> <p>③ 添付情報が外国語で作成された場合には、その翻訳文を付さなければならない。</p>
<p>第42条～第44条 (略)</p>
<p>第45条(登記申請の方法) ① 登記申請をする場合には、登記申請書に第40条及びその他の法令により申請情報の内容として管轄家庭法院に提供しなければならない情報を記載し、申請人又はその代理人が記名捺印するか署名しなければならない。</p> <p>② 登記申請書が数枚になるときは、申請人又はその代理人が割印をしなければならない。ただし、登記申請書に署名をするときは、各枚毎連結する署名をすることで割印に代える。</p> <p>③ 第1項の登記申請書には第41条及びその他の法令により添付情報として管轄家庭法院に提供しなければならない情報を示している書面を添付しなければならない。</p> <p>④ 囑託によって登記がなされる場合には、電算情報処理組織を利用した電子文書を家庭法院に送信する方法であることができる。</p>
<p>第46条～第49条 (略)</p>

第50条(後見登記簿の記録事項) 後見登記簿には、法第25条から第27条まで規定された事項の外に次の事項も記録しなければならない。

1. 事項番号
2. 受付年月日及び受付番号
3. 登記原因及びその年月日
4. 登記事件を処理した家庭法院及び登記年月日

第51条(事前処分に関する記録事項) ① 職務執行停止及び職務代行者選任に関する事前処分の記録事項は、次の各号とする。

1. 成年後見人等・任意後見人・成年後見監督人等・任意後見監督人の職務執行の全部又は一部を停止する事前処分がなされたときは、その内容
 2. 成年後見人等・任意後見人・成年後見監督人等・任意後見監督人の職務代行者を選任する事前処分がなされたときは、その職務代行者の姓名、住民登録番号及び住所又は事務所（法人の場合には名称、法人登録番号及び主たる事務所、外国人の場合には住民登録番号に代えて国籍及び外国人登録番号）
 3. 職務代行者の権限の範囲を定めた場合には、その範囲及び第1号に規定された者又は職務代行者の権限の範囲を変更した場合には、その変更された範囲（第1号に規定された者の職務執行の一部を停止する事前処分がなされた場合その範囲を含む）
 4. 数名の職務代行者が共同で又は事務を分掌してその権限を行使するものと定めた場合には、その旨
 5. 事前処分が効力を喪失したときには、その事由及び年月日
- ② 臨時後見人選任に関する事前処分の記録事項は、次の各号とする。
1. 事前処分の種類、審判をした家庭法院、事件の表示及び裁判確定日
 2. 事前処分本人の姓名、性別、出生年月日、住民登録番号及び登録基準地（外国人の場合には住民登録番号及び登録基準地に代えて国籍及び外国人登録番号）
 3. 臨時後見人の姓名、住民登録番号及び住所又は事務所（法人の場合には名称、法人登録番号及び主たる事務所、外国人の場合には住民登録番号に代えて国籍及び外国人登録番号）
 4. 臨時後見人の権限の範囲を定めた場合には、その範囲、その範囲を変更した場合には、その変更された範囲
 5. 数名の臨時後見人が共同で又は事務を分掌してその権限を行使するものと定めた場合には、その旨
 6. 事前処分が効力を喪失したときには、その事由及び年月日
- ③ 後見登記官は、第1項第3号、第4号、第2項第4号及び第5号の記録事項があるときには、目録を作成しなければならない。
- ④ 第3項の目録は後見登記記録の一部とみなす。

<p>第52条(事前処分に関する変更登記) ① 成年後見人等・任意後見人の職務代行者又は臨時後見人は法第25条、法第26条又は本規則第51条で定めた事項が変更されたことを知ったときには遅滞なく変更登記を申請しなければならない。ただし、囑託によって登記がなされた場合にはその限りでない。</p> <p>② 事前処分の本人又は配偶者等は第1項の変更登記を申請できる。</p>
<p>第53条(事前処分に関する終了登記) ① 成年後見人等・任意後見人の職務代行者又は臨時後見人は死亡やその他の事由によって事前処分の効力が喪失したことを知ったときには遅滞なく終了登記を申請しなければならない。ただし、囑託によって登記がなされた場合にはその限りでない。</p> <p>② 事前処分の本人又は配偶者等は第1項の終了登記を申請できる。</p>
<p>第54条 (略)</p>
<p>第55条(後見登記官の調査) ① 登記申請書が受け付けられたときには、後見登記官は遅滞なく申請に関するすべての事項を調査しなければならない。</p> <p>② 法第22条ただし書きの補正命令は登記申請人に口頭であるか、電話、ファクシミリを利用してすることができる。</p>
<p>第56条～第59条 (略)</p>
<p>第5章 異議 (略)</p>
<p>第6章 補則 (略)</p>
<p>附則 (2013年6月5日大法院例規2469号) 本規則は、2013年7月1日から施行する。</p>

資料5 韓国「家族関係の登録等に関する法律」(抄)

(2007年5月17日法律第8435号制定, 最終改正2013年7月30日法律第11950号)

<p>第1章 総則</p>
<p>第1条(目的) 本法は国民の出生・婚姻・死亡等の家族関係の発生及び変動事項に関する登録とその証明に関する事項を規定することを目的とする。</p>
<p>第2条(管掌) 家族関係の発生及び変動事項に関する登録とその証明に関する事務(以下、「登録事務」という)は大法院が管掌する。</p>
<p>第3条(権限の委任) ① 大法院長は、登録事務の処理に関する権限を市・邑・面の長(都農複合形態の市における洞地域については市長, 邑・面地域については、邑・面長。以下同じ)に委任する。</p> <p>② 特別市及び広域市と区を置く市における本法中の市, 市長または市の事務所とはそれぞれの区, 区庁長または区の事務所をいう。ただし、広域市にお</p>

ける郡地域については邑・面、邑・面の長または邑・面の事務所をいう。 ③ 大法院長は、登録事務の監督に関する権限を市・邑・面の事務所所在地を管轄する家庭法院長に委任する。ただし、家庭法院支院長は、家庭法院長の命を受けてその管轄区域内の登録事務を監督する。
第4条(登録事務の処理) 第3条による登録事務は、家族関係の発生及び変動事項の登録（以下、「登録」という）に関する申告等を受付若しくは受理した申告地の市・邑・面の長が処理する。
第5条～第8条（略）
第2章 家族関係登録簿の作成と登録事務の処理
第9条(家族関係登録簿の作成及び記録事項) ① 家族関係登録簿（以下、「登録簿」という）は、電算情報処理組織によって入力・処理された家族関係登録事項（以下、「登録事項」という）に関する電算情報資料を第10条の登録基準地に従い個人別に区分して作成する。 ② 登録簿には次の事項を記録しなければならない。 1. 登録基準地 2. 姓名・本・性別・出生年月日及び住民登録番号 3. 出生・婚姻・死亡等の家族関係の発生及び変動に関する事項 4. 家族として記録する者が大韓民国国民でない者（以下「外国人」という）の場合には姓名・性別・出生年月日・国籍及び外国人登録番号（外国人登録をしていない外国人の場合には大法院規則で定めるところに従い国内居所申告番号等をいう。以下同じ） 5. その他家族関係に関する事項で大法院規則が定める事項
第10条(登録基準地の決定) ① 出生またはその他の事由で初めて登録する場合には、登録基準地を定めて申告しなければならない。 ② 登録基準地は、大法院規則で定める手続に従い変更することができる。
第11条～第13条（略）
第14条(証明書の交付等) ① 本人または配偶者、直系血族、兄弟姉妹（以下、本条では「本人等」という）は、第15条に規定する登録簿等の記録事項に関して発給できる証明書の交付を請求することができるが、本人等の代理人が請求する場合には本人等の委任を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに一に該当する場合には本人等でない場合でも交付を申請することができる。 1. 国家または地方自治団体が職務上の必要に従い文書で申請する場合 2. 訴訟・非訟・民事執行の各手続で必要な場合 3. 他の法令で本人等に関する証明書を提出するように求める場合 4. その他大法院規則で定める正当な利害関係がある者が申請する場合

- ② 第15条第1項第5号の親養子入養関係証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り交付を請求することができる。
1. 親養子が成年になって申請する場合
 2. 婚姻当事者が「民法」第809条の親族関係を把握しようとする場合
 3. 法院の事実照会嘱託があるか捜査機関が捜査上の必要に従い文書で申請する場合
 4. その他大法院規則で定める場合
- ③ 第1項及び第2項により証明書の交付を申請する者は手数料を納付しなければならない。証明書の送付を申請する場合には郵送料を別に納付しなければならない。
- ④ 市・邑・面の長は第1項及び第2項の請求が登録簿に登録された者に対する私生活の秘密を侵害するなど不当な目的によることが明らかと認めるときには証明書の交付を拒否することができる。
- ⑤ 第15条に規定する登録簿等の記録事項に関して発給する証明書を提出することを要求する者は、使用目的に必要な最小限の登録事項が記録された証明書を要求しなければならない。受理した証明書を使用目的外の用途で使用してはならない。
- ⑥ 第1項から第5項までの規定は閉鎖登録簿に関する証明書の交付の場合にも準用する。
- ⑦ 本人又は配偶者、父母、子女は大法院規則で定めるところに従い登録簿等の記録事項の全部又は一部について電子的方法による閲覧を請求することができる。ただし、親養子入養関係証明書の記録事項については、親養子が成年になった以後に限り請求することができる。

※(2013・7・30法11950号で、第7項を新設する改正)

第14条の2(インターネットによる証明書の発給) ① 登録事項別証明書の発給事務は、インターネットを利用して処理することができる。

- ② 第1項による発給は本人又は配偶者、父母、子女が申請できる。
- ③ 第1項による発給の範囲、手続及び方法等必要な事項は大法院規則で定める。

※(2013・7・30法11950号で、本条を新設する改正)

第14条の3(無人証明書発給機による証明書の発給) ① 市・邑・面の長は、申請人自らが入力して登録事項別証明書を受給ができる装置を利用して証明書の発給事務を処理することができる。

- ② 第1項による発給は本人に限ってすることができる。
- ③ 第1項による発給の範囲、手続及び方法等必要な事項は大法院規則で定める。

※(2013・7・30法11950号で、本条を新設する改正)

第15条(証明書の種類及び記録事項) ① 登録簿等の記録事項に関して発給でき

る証明書の種類とその記録事項は、次の各号の通りである。ただし、外国人の記録事項に関しては姓名・性別・出生年月日・国籍及び外国人登録番号を記載して証明書を発給しなければならない。

1. 家族関係証明書

- カ. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日及び住民登録番号
- ナ. 父母の姓名・性別・本・出生年月日及び住民登録番号（入養の場合養父母を父母と記録する。ただし、単独入養した養父が親生父母と婚姻関係にあるときには養父と親生父母、単独入養した養母が親生父と婚姻関係にあるときには養母と親生父をそれぞれ父母と記録する）
- タ. 配偶者、子女の姓名・性別・本・出生年月日及び住民登録番号

2. 基本証明書

- カ. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日及び住民登録番号
- ナ. 本人の出生、死亡、国籍喪失・取得及び回復等に関する事項

3. 婚姻関係証明書

- カ. ～タ.（略）

4. 入養関係証明書

- カ. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日及び住民登録番号
- ナ. 親生父母・養父母又は養子の姓名・性別・本・出生年月日及び住民登録番号
- タ. 入養及び罷養に関する事項

5. 親養子入養関係証明書

- カ. 本人の登録基準地・姓名・性別・本・出生年月日及び住民登録番号
- ナ. 親生父母・養父母又は親養子の姓名・性別・本・出生年月日及び住民登録番号
- タ. 入養及び罷養に関する事項

- ② 第1項各号の証明書の記録事項中の一部事項を証明する証明書を発給することができる。その場合その証明書の記録事項に関して必要な事項は大法院規則で定める。
- ③ 家族関係に関するその他の証明書及び家族関係の記録事項に関して必要な事項は大法院規則で定める。

第3章 登録簿の記録

第16条～第17条（略）

第18条（登録簿の訂正） ① 登録簿の記録が法律上無効であるかその記録に錯誤または遺漏があることを知ったときには、市・邑・面の長は遅滞なく申告人または申告事件の本人にその事実を通知しなければならない。ただし、その錯誤または遺漏が市・邑・面の長の過誤によるものであるときにはその限りでない。

- ② 第1項本文の通知ができないときまたは通知をしたが訂正申請をする者が

<p>いないときまたはその記録の錯誤または遺漏が市・邑・面の長の過誤に基づくものであるときには、市・邑・面の長は監督法院の許可を得て職権で訂正することができる。ただし、大法院規則で定める軽微な事項の場合には、市・邑・面の長が職権で訂正し、監督法院に報告しなければならない。</p> <p>③ 国家または地方自治団体の公務員がその職務上登録簿の記録に錯誤または遺漏があることを知ったときには、遅滞なく申告事件の本人の登録基準地の市・邑・面の長に通知しなければならない。この場合通知を受けた市・邑・面の長は第1項及び第2項に従い処理する。</p> <p>※(2013・7・30法11950号で、本条2項の一部を改正)</p>
<p>第19条 (略)</p>
<p>第4章 申告</p>
<p>第1節 通則</p>
<p>第20条(申告の場所) ① 本法による申告は、申告事件本人の登録基準地または申告人の住所地若しくは現在地であることができる。</p> <p>② 外国人に関する申告はその居住地又は申告人の住所地若しくは現在地であることができる。</p>
<p>第21条～第22条 (略)</p>
<p>第23条(申告方法) ① 申告は、書面若しくは口頭であることができる。</p> <p>② 申告によって効力が発生する登録事件に関して、申告事件本人が市・邑・面に出席しない場合には、申告事件本人の住民登録証・運転免許証・旅券、その他大法院規則で定める身分証明書（以下、本項で「身分証明書」という）を提示するか申告書に申告事件本人の印鑑証明書を添付しなければならない。この場合本人の身分証明書を提示しないか本人の印鑑証明書を添付しないときには申告書を受理してはならない。</p>
<p>第23条の2(電子文書を利用した申告) ① 第23条にも拘わらず、大法院規則で定める登録に関する申告（登録簿の訂正申請を含む。以下、本条で同じ）は、電算情報処理組織を利用して電子文書であることができる。</p> <p>② 第1項による申告は、申告事件本人の登録基準地の市・邑・面の長が処理する。ただし、申告事件本人の登録基準地がない場合には申告人の住所地の市・邑・面の長が処理し、外国人に関する申告の場合にはその居住地の市・邑・面の長が処理する。</p> <p>③ 第1項による申告は、本法及び大法院規則で定める情報が電算情報処理組織に貯蔵されたときに受け付けられたものとみなす。</p> <p>④ 第1項による申告の不受理の通知は、第43条に拘わらず電算情報処理組織を利用して電子文書であることができる。</p> <p>※(2013・7・30法11950号で、本条を新設する改正)</p>

<p>第23条の3（添付書類の電子的確認） ① 市・邑・面の長が登録事務を処理する電算情報処理組織を通して添付書類についての情報を確認できる場合には、その確認で該当書類の添付に代える。</p> <p>② 第1項による確認が可能な添付書類の種類は大法院規則で定める。</p> <p>※（2013・7・30法11950号で、本条を新設する改正）</p>
<p>第24条～第25条（略）</p>
<p>第26条（申告すべき者が未成年者又は被成年後見人の場合） ① 申告すべき者が未成年者又は被成年後見人の場合には、親権者、未成年後見人又は成年後見人を申告義務者とする。ただし、未成年者又は被成年後見人本人が申告をしてもよい。</p> <p>② 第1項本文により親権者、未成年後見人又は成年後見人が申告する場合には、申告書に次の各号の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申告すべき未成年者又は被成年後見人の姓名・出生年月日・住民登録番号及び登録基準地 2. 申告すべき者が未成年者又は被成年後見人であるという事実 3. 申告人が親権者、未成年後見人又は成年後見人であるという事実 <p>※（2013・7・30法11950号で、本条を全部改正）</p>
<p>第27条（同意が不必要な未成年者又は被成年後見人の申告） ① 未成年者又は被成年後見人がその法定代理人の同意なくできる行為に関しては、未成年者又は被成年後見人が申告しなければならない。</p> <p>② 被成年後見人が申告する場合には、申告書に申告事件の性質及び効果を理解する能力があることを証明できる診断書を添付しなければならない。</p> <p>※（2013・7・30法11950号で、本条を全部改正）</p>
<p>第28条～第31条（略）</p>
<p>第32条（同意、承諾または許可を要する事件の申告） ① 申告事件で、父母または他の者の同意や承諾が必要な場合には、申告書にその同意や承諾を証明する書面を添付しなければならない。その場合、同意や承諾をした者に申告書にその事由を記載し署名又は記名捺印させることによりその書面の添付に代えることができる。</p> <p>② 申告事件、申告人または申告事項等において、裁判または官公署の許可を要する事項がある場合には、申告書にその裁判書または許可書の謄本を添付しなければならない。</p> <p>※（2013・7・30法11950号で、本条1項を全部改正）</p>
<p>第33条～第43条（略）</p>
<p>第2節 出生（略）</p>

第3節 認知 (略)
第4節 入養
<p>第61条(入養申告の記載事項) 入養の申告書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事者の姓名・本・出生年月日・住民登録番号・登録基準地(当事者が外国人のときにはその姓名・出生年月日・国籍及び外国人登録番号) 2. 養子の親生父母の姓名・住民登録番号及び登録基準地
<p>第62条(入養の申告) ① 養子が13歳未満の場合には、「民法」第869条第2項により入養を承諾した法定代理人が申告しなければならない。</p> <p>② 「民法」第867条により未成年者を入養する場合又は同法第873条により被成年後見人が入養するか養子になる場合には、家庭法院の許可書を添付しなければならない。</p> <p>③ 「民法」第871条第2項に従い父母の同意に代わる審判がある場合には、家庭法院の審判書を添付しなければならない。</p> <p>※(2013・7・30法11950号で、本条を全部改正)</p>
第5節 罷養
<p>第63条(罷養申告の記載事項) 罷養の申告書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事者の姓名・本・出生年月日・住民登録番号・登録基準地(当事者が外国人のときにはその姓名・出生年月日・国籍及び外国人登録番号) 2. 養子の親生父母の姓名・住民登録番号及び登録基準地
<p>第64条(協議上の罷養の申告) ① 「民法」第899条により協議上の罷養をする場合には、その協議をした者が申告しなければならない。ただし、その申告を後見人または生家の他の直系尊属がするときには家庭法院の許可書を添付しなければならない。</p> <p>② 「民法」第900条による協議上の罷養に関して後見人が罷養の同意をしたときには後見人の同意書及び家庭法院の許可書を添付しなければならない。</p> <p>※(2013・7・30法11950号で、本条を削除)</p>
第65条～第66条 (略)
第6節 親養子の入養及び罷養
<p>第67条(親養子の入養申告) ① 「民法」第908条の2により親養子を入養しようとする者は、親養子入養裁判の確定日から1か月以内に裁判書の謄本及び確定証明書を添付して第63条の申告をしなければならない。</p> <p>② 第1項の申告書には、裁判確定日を記載しなければならない。</p>
<p>第68条(準用規定) 第58条は親養子の入養申告に準用する。</p>

<p>第69条（親養子の罷養申告） ① 「民法」第908条の5により親養子罷養の裁判が確定した場合、訴を提起した者は裁判の確定日から1か月以内に裁判書の謄本及び確定証明書を添付して第63条の申告をしなければならない。</p> <p>② 第1項の申告書には、裁判確定日を記載しなければならない。</p> <p>③ 第1項の場合には、その訴の相手方も裁判書の謄本及び確定証明書を添付して親養子罷養の裁判が確定した旨を申告することができる。その場合第2項を準用する。</p>
<p>第70条（略）</p>
<p>第7節 婚姻（略）</p>
<p>第8節 離婚（略）</p>
<p>第9節 親権及び未成年後見 ※(2013・7・30法11950号で、第9節題目を改正)</p>
<p>第79条（親権者指定及び変更の申告等） ① 父母が「民法」第909条第4項により親権者を定めたときには、1ヶ月以内にその事実を申告しなければならない。父母の一方が申告する場合にはその事実を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>② 次の各号の裁判が確定した場合には、その裁判を請求した者やその裁判で親権者又はその任務を代行する者に定められた者が、その内容を申告しなければならない。その場合、申告期間、申告書の添付書類等に関しては第58条を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 親権や管理権の喪失・辞退・回復に関する裁判 2. 「民法」第909条第4項から第6項までの規定により親権者を定めたか変更する裁判 3. 「民法」第909条の2（「民法」第927条の2第1項により準用される場合を含む）、第927条の2第2項及び第931条第2項により親権者又はその任務を代行する者を指定したか選任する裁判 <p>※(2013・7・30法11950号で、題目と2項を改正)</p>
<p>第80条（未成年後見開始申告の記載事項） ① 未成年後見開始の申告は、未成年後見人がその就任日から1か月以内にななければならない。</p> <p>② 申告書には、次の各号の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未成年者と未成年後見人の姓名・出生年月日・住民登録番号及び登録基準地（当事者が外国人のときにはその姓名・出生年月日・国籍及び外国人登録番号） 2. 未成年後見開始の原因及び年月日 3. 未成年後見人の就任した年月日 <p>※(2013・7・30法11950号で、本条を全部改正)</p>

第81条(未成年後見人更迭申告等) ① 未成年後見人が更迭された場合には、後任者は就任日から1ヶ月以内にその旨を申告しなければならない。

② 第1項の申告には第80条第2項を準用する。

③ 「民法」第939条又は第940条により未成年後見人が辞任するか変更された場合、申告人、申告期間と申告書の添付書類等に関しては、第79条第2項を準用する。その場合、「親権者又は任務を代行する者に定められた者」は「選任された未成年後見人」とする。

※(2013・7・30法11950号で、題目、1項の一部、3項を改正)

第82条(遺言または裁判による未成年後見人の選定) ① 遺言により未成年後見人を指定した場合には、指定に関する遺言書その謄本または遺言録音を記載した書面を申告書に添付しなければならない。

② 未成年後見人選任の裁判がある場合には裁判書の謄本を申告書に添付しなければならない。

※(2013・7・30法11950号で、題目、1項2項の一部を改正)

第83条(未成年後見終了申告) ① 未成年後見終了の申告は、未成年後見人が1か月以内にしなければならない。ただし、未成年者が成年になり未成年後見が終了した場合には、その限りでない。

② 申告書には次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 未成年者と未成年後見人の姓名・登録基準地及び住民登録番号(当事者が外国人のときにはその姓名・国籍及び外国人登録番号)
2. 未成年後見終了の原因及び年月日

※(2013・7・30法11950号で、本条を全部改正)

第83条の2(未成年後見監督開始の申告) ① 未成年後見監督開始の申告は、未成年後見監督人がその就任日から1か月以内にしなければならない。

② 申告書には次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 未成年後見監督人、未成年後見人及び未成年者の姓名・出生年月日・住民登録番号及び登録基準地(当事者が外国人のときにはその姓名・国籍及び外国人登録番号)
2. 未成年後見監督開始の原因及びその年月日
3. 未成年後見監督人が就任した年月日

※(2013・7・30法11950号で、本条を新設する改正)

第83条の3(未成年後見監督人の更迭申告等) ① 未成年後見監督人が更迭された場合には、後任者は就任日から1か月以内にその旨を申告しなければならない。

② 第1項の申告に関しては、第83条の2第2項を準用する。

③ 「民法」第940条の7により準用される同法第939条又は第940条により未成年後見監督人が辞任するか変更された場合、申告人、申告期間と申告書の添

<p>付書類等に関しては、第79条第2項を準用する。その場合「親権者又はその任務を代行する者に定められた者」は「選任された未成年後見監督人」とする。</p> <p>※(2013・7・30法11950号で、本条を新設する改正)</p>
<p>第83条の4（遺言又は裁判による未成年後見監督人の選定） 遺言で未成年後見監督人を指定した場合又は未成年後見監督人の選任の裁判がある場合に、申告書の添付書類に関しては第82条を準用する。</p> <p>※(2013・7・30法11950号で、本条を新設する改正)</p>
<p>第83条の5（未成年後見監督の終了申告） ① 未成年後見監督終了の申告は、未成年後見監督人が1か月以内にならなければならない。ただし、未成年者が成年になり未成年後見監督が終了した場合には、その限りでない。</p> <p>② 申告書には次の各号の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未成年後見監督人、未成年後見人及び未成年者の姓名・出生年月日・住民登録番号及び登録基準地（当事者が外国人の場合にはその姓名・出生年月日・国籍及び外国人登録番号） 2. 未成年後見監督終了の原因及び年月日 <p>※(2013・7・30法11950号で、本条を新設する改正)</p>
<p>第10節 死亡と失踪（略）</p>
<p>第11節 国籍の取得と喪失</p>
<p>第93条～第95条（略）</p>
<p>第96条（国籍取得者の姓と本の創設申告） ① 外国の姓を使用する国籍取得者が、その姓を使用しないで新たに姓・本を定めようとする場合には、その登録基準地・住所地または登録基準地にしようとする地を管轄する家庭法院の許可を得てその謄本を受けた日から1か月以内にその姓と本を申告しなければならない。</p> <p>② 大韓民国の国籍を回復するか再取得する場合には、従前に使用していた大韓民国式姓名で国籍回復申告または国籍再取得申告をすることができる。</p> <p>③ 第2項の場合、申告書には従前に使用していた大韓民国式姓名を疎明しなければならない。</p> <p>④ 申告書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従前の姓 2. 創設した姓・本 3. 許可の年月日 <p>⑤ 第4項の申告書には、第1項による許可の謄本を添付しなければならない。</p> <p>⑥ 第1項の場合に家庭法院は審理のために国家警察官署の長に姓・本創設許可申請人の犯罪経歴照会を要請することができ、その要請を受けた国家警察</p>

<p>官署の長は遅滞なくその結果を回報しなければならない。 ※(2013・7・30法11950号で、本条6項を新設する改正)</p>
<p>第97条～第98条 (略)</p>
<p>第12節 改名及び姓・本の変更</p>
<p>第99条(改名申告) ① 改名しようとする者は、住所地（在外国民の場合は登録基準地）を管轄する家庭法院の許可を得てその許可書の謄本を受けた日から1ヶ月以内に申告をしなければならない。 ② 申告書には、次の事項を記載しなければならない。 1. 変更前の名 2. 変更した名 3. 許可年月日 ③ 第2項の申告書には、許可書の謄本を添付しなければならない。 ④ 第1項の場合に家庭法院の審理に関しては第96条第6項を準用する。 ※(2013・7・30法11950号で、本条4項を新設する改正)</p>
<p>第100条 ①「民法」第781条第6項により子女の姓・本を変更しようとする者は、裁判確定日から1か月以内に裁判書の謄本及び確定証明書を添付して申告しなければならない。 ② 申告書には次の事項を記載しなければならない。 1. 変更前の姓・本 2. 変更した姓・本 3. 裁判確定日</p>
<p>第13節 家族関係登録の創設</p>
<p>第101条(家族関係登録の創設申告) ① 登録がされていない者は、登録しようとする地を管轄する家庭法院の許可を得てその謄本を受けた日から1ヶ月以内に家族関係登録創設（以下、「登録創設」という）の申告をしなければならない。 ② 申告書には第9条第2項に規定する事項の外に登録創設許可の年月日を記載しなければならない。 ③ 第2項の申告書には登録創設許可の謄本を添付しなければならない。 ④ 第1項の場合に家庭法院の審理に関しては第96条第6項を準用する。 ※(2013・7・30法11950号で、本条4項を新設する改正)</p>
<p>第102条～第103条 (略)</p>
<p>第5章 登録簿の訂正</p>
<p>第104条(違法な家族関係登録記録の訂正) ① 登録簿の記録が法律上許されないこと、またはその記載に錯誤若しくは遺漏があると認めるときには、利害</p>

<p>関係人は事件本人の登録基準地を管轄する家庭法院の許可を受けて登録簿の訂正を申請することができる。</p> <p>② 第1項の場合に家庭法院の審理に関しては第96条第6項を準用する。</p> <p>※(2013・7・30法11950号で、1項の項番号の挿入と本条2項を新設する改正)</p>
<p>第6章 不服手続（略）</p>
<p>第7章 申告書類の送付と法院の監督（略）</p>
<p>第8章 罰則</p>
<p>第117条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 第14条第1項・第2項・第7項、第14条の2及び第14条の3を違反し虚偽若しくはその他の不正な方法で他人の申告書類を閲覧したか申告書類に記載されている事項または登録簿等の記録事項に関する証明書を受領した者</p> <p>3の2. 第42条に違反し虚偽やその他不正な方法で他人の申告書類を閲覧したか申告書類に記載している者に関する証明書を受領した者</p> <p>4.（略）</p> <p>※(2013・7・30法11950号で、本条3号の改正と本条3号の2を新設する改正)</p>
<p>第118条～第124条（略）</p>
<p>附則(2007年5月17日法律第8435号、抄)</p> <p>第1条(施行日) 本法は2008年1月1日から施行する。ただし、第93条から第95条まで及び第98条の改正規定は2008年9月1日から施行する。</p> <p>第2条(廃止法律) 戸籍法はこれを廃止する。ただし、2008年8月31日まで大韓民国の国籍を取得・回復したか若しくは大韓民国に帰化した者の申告及び「国籍法」第14条第1項による国籍離脱者に対する法務部長官の通報は従前の「戸籍法」第109条、第109条の2、第110条及び第112条の2を適用するが、それら「戸籍法」の条項を適用するとき「戸籍法」第15条は本法第9条とし、本籍は登録基準地と看做す。</p> <p>第3条から第8条（略）</p>
<p>附則（中略）</p>
<p>附則(2013年7月30日法律第11950号)</p> <p>第1条(施行日) 本法は公布した日から施行する。ただし、第14条第7項、第23条の2及び第23条の3及び第117条（第14条第7項と関連する事項に限定する）の改正規定は、公布後1年が経過した日から施行する。</p> <p>第2条(禁治産者等に対する経過措置) 本法施行当時、すでに禁治産又は限定治産の宣告を受けた者については、「民法」により成年後見、限定後見、特定</p>

後見が開始されるか、任意後見監督人が選任されるか、法律第10429号民法一部改正法律附則第1条による施行日から5年が経過するときまでは従前の規定を適用する。